

## 会 議 録 第 4 号

1. 招集日時 令和4年9月7日(水) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 20名

1番 鈴木勝利

2番 藤田尚美

3番 秋山泉

4番 甲斐徳之助

5番 伊藤裕一

6番 池辺己実夫

7番 諸橋太一郎

8番 市川圭一

9番 長田麻美

10番 山本伸子

11番 守屋常雄

12番 加川裕美

13番 北島登

14番 杉森弘之

15番 須藤京子

16番 黒木のぶ子

18番 柳井哲也

19番 石原幸雄

21番 遠藤憲子

22番 利根川英雄

1. 欠席議員 なし

## 1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治
副 市 長	滝 本 昌 司
教 育 長	染 谷 郁 夫
市長公室長	滝 本 仁
経営企画部長	吉 田 将 巳
総 務 部 長	飯 野 喜 行
市 民 部 長	小 川 茂 生
保健福祉部長	内 藤 雪 枝
環境経済部長	山 岡 孝
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	吉 田 茂 男
会 計 管 理 者	関 達 彦
監査委員事務局長	大 里 明 子
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
経営企画部次長兼 政策企画課長	二野屏 公 司
総務部次長兼 人 事 課 長	本 多 聡
市民部次長兼 市民活動課長	栗 山 裕 一
保健福祉部次長兼 健康づくり推進課長	渡 辺 恭 子
環境経済部次長兼 商工観光課長	大 徳 通 夫
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
建設部次長兼 都 市 計 画 課 長	藤 木 光 二
教育委員会次長兼 学 校 教 育 課 長	川真田 英 行
教育委員会次長兼 ス ポ ー ツ 推 進 課 長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局 長	野 口 克 己
庶務議事課長	飯 田 晴 男
庶務議事課長補佐	宮 田 修
庶務議事課主査	椎 名 紗央里

# 令和4年第3回牛久市議会定例会

議事日程第4号

令和4年9月7日(水) 午前10時開議

日程第1. 一般質問

---

午前10時01分開議

○杉森弘之 議長 おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

---

一般質問

○杉森弘之 議長 初めに、4番甲斐徳之助議員。

[4番甲斐徳之助議員登壇]

○4番 甲斐徳之助 議員 皆様、改めましておはようございます。甲斐徳之助です。いつもに引き続き、市民の皆様の声を届けること、そして正確な情報が知りたいとの声に合わせ、日々活動しております。

今定例会におきましては、高騰し続ける物資価格に対しての本市の対応を伺いたいと考え、何点かの質問をさせていただきます。特に小麦の世界的な価格上昇を受けて、国が価格調整を図っているが、輸送費用などを鑑みると一定しないように今後思われます。そのあたりを中心に確認と提案の御質問をいたします。

それでは、通告に従い一問一答方式にて質問いたします。

ここ最近、円安の影響であるのか、ロシアによるウクライナへの侵攻の影響か、様々な要因で物資の価格の高騰が続いております。また、この原稿を書かせていただいたときよりもさらに進んでいる状況であります。特に燃油やガス、電気などの日常に必要なエネルギー関係と、小麦をはじめとする食料品などの生活関連の値上がりが著しいと思います。上昇は7月時点で11か月連続、消費税増税時の影響を除くと、2008年8月以来14年ぶりの大きさであり、日銀が目指す景気拡大や賃上げが牽引する物価上昇ではなく、侵攻や円安の長期化で今後も続く見通しであります。国民、市民の体感物価は高まっているところであります。そこで、国は原油価格・物価高騰緊急対策の支援金を地方自治に託しました。

このような状況に対応し、先般執行部に、早急に市民に向け対応していただきたいと同僚議

員と共に要望を行いました。その後、具体的にはどのような対応をなされたのか御質問いたします。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 今年度に交付されました地方創生臨時交付金につきましては、これまでの新型コロナウイルス感染症拡大の防止、そのほかにも新たに原油価格・物価高騰による総合緊急対策が追加され、国における令和3年度からの繰越し分も含め、交付額は3億3,608万6,000円となります。既に国に対して事業計画の提出を行ったところでございます。

同計画に計上しました原油価格・物価高騰等の総合緊急対策といたしましては、発着地が牛久市内にあるバス路線及び市内タクシー事業者に対する公共交通応援事業補助金、茨城県事業者支援一時金の支給を受けた事業者に対する牛久市事業者支援一時金、コロナ禍において物価高騰に直面している保育園、幼稚園、小中学校の保護者に対する給食費の負担軽減補助等、今般提出しております牛久市一般会計補正予算におきましても、これから計上していくところでございます。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○4番 甲斐徳之助 議員 御答弁ありがとうございます。何点か再質問させていただきます。

まず、お答えいただきました路線バス、市内タクシー事業者に対する補助金が、高騰緊急支援対策事業であることは理解しております。その後に述べられました、茨城県より支援を受けた事業者に対する一時金ないしは保育園、幼稚園、小中学校の保護者に対する補助金というものは、コロナ感染における影響を受けた対策事業だと思います。それを合算し3億3,000万円前後の補正を組まれたということではありますが、これは用途を仕分けしてやらなければならない事業ではないのかなと思います。その辺をまずお伺いしたいのと、それに対してもし予算等が用途が違って余った場合は、返還が求められるかどうかということを確認したいと思います。

それと、私にも来ている話なのですが、市にも当然来ていると思うのですが、路線バス、市内タクシー事業者に限らず、配送業等の運送事業者、あと観光バス事業者などから、燃油、燃料を使う事業を行っている方から、やはりこの高騰が相当響くということで、何とか市で対応していただけないかなという話を再三聞きます。それに対してどのようにお考えになるのかというのが2点目でございます。

また、その要望活動のときにお話しさせていただきました、多くの市民の方が対象となる事業ということで、市長ともその際いろいろ意見交換させていただきましたが、私はそちらも強く、また確認したいと思いますので、その辺がどうなっているのかということ、近隣の自治

体の動向も含め、御所見と事業内容を確認したいと思います。

以上、3点です。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 まず、1点目のコロナ対策であって、物価高騰ではないのではないかと御質問に対しましては、今回、物価高騰により食材料費が値上げした分について、今回補助で出して、保護者の方は今までと同じ負担で同じカロリーや同じ量、同じ質の給食を受けられるということで、国にも物価高騰対策として申請しております。

補助金が余った場合、返還するののかという御質問につきましては、年度末、最終的に余って繰越しができないものにつきましては、返還することになると思います。

それと、原油価格・物価高騰総合緊急対策として実施予定の事業につきましては、先ほど答弁した事業内容となりますが、現在そのほかに、運送事業者や観光バス事業者等に対する原油価格高騰支援や、農業者に対する肥料高騰対策について検討しているところでございます。

それと、議員御質問の全市民が直接受けられる事業につきましては、近隣では稲敷市、つくばみらい市、美浦村が全市民に対する商品券の配布事業を実施することを確認してございます。牛久市につきましては、直接全市民が受けられる事業の予定は、現在ございません。

以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○4番 甲斐徳之助 議員 全市民に対する事業の予定がないということで、それは理解しました。僕自身は、それをやってもらいたいと思うので、近隣なんてわざとお聞きしたのですけれども、そういったものを補助の予算枠の中で動かそうという話で動いていらっしゃると思いますので、市の単独費用を加算してやっていただくことも、私は全然こういう状況下では有効だと思いますし、市民感情も全然変わってくると思うのです。茨城新聞や読売新聞等のメディア関係を見ていると、どこどこが何やりました、どこどこが何やりましたなんていう声がいっぱい聞こえてきて、ここにいらっしゃる皆さん、ないし私どもは分かっているのですけれども、市民の皆さんは目に見える市民サービスというか、緊急対策を望んでることが多いということを申し伝えて、別の再質問をします。

高騰緊急対策の小中学校の給食に対して、それがコロナ事業でないというのは、コロナの対策費ではないという形で、振り分け科目を高騰緊急対策に組み込んでやっているということでよろしいのか再確認を取りたいと思います。その内訳といいますか、そのようなところは後々に提示していただけるのかどうか確認したいと思います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 国の今回の補助金の申請の分類としましては、

物価高騰対策で食材料費の値上げという部分についての対応が可能ということで、国にそういった旨で補助金の申請をしております。

以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○4番 甲斐徳之助 議員 理解しました。

ごめんなさい、もう1個再質問があって、観光バスと運送事業者に今後計画しているということで先ほど答弁いただきましたけれども、それは大体いつ頃までに、大体どれぐらいの予算規模で幾らかかそういったものも、すみません、この場で確認取らせていただければと思います。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 本市の事業者支援の考え方は、幅広い業種を対象にしたものを想定しています。今般提出しています一般会計補正予算の牛久市事業者支援一時金は、幅広い業種を対象としていますが、運送事業者はその対象にならない場合が多いため、支援策について検討に入ったところです。まだ検討に入ったばかりで、いつ頃の程度の予算規模かについては、現時点ではお答えできませんが、他の自治体の事例も参考にしながら、制度設計を進めていきたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○4番 甲斐徳之助 議員 分かりました。

メディア等の報道によりますと、しばらくは続いていくということでありますので、人によって言うことは違うのですけれども、円安の影響が主だということで、やはり半年間は見なければいけないような空気が出ています。そういったものも、早急には言いませんが、きちんと対応していただければと思います。よろしく願いいたします。

次の質問に入らせていただきます。その中でも、小麦価格の高騰が著しく目立つところでありました。小麦自体は価格調整等を国が図っておりますけれども、諸経費等も含めまだまだ上がっていき、それに対して食料品が上がっていくと思います。そういうことを受けますと、我々の日常生活でちょっと買物するときも145円の物が180円にと、私も何か上がったなみたいな感じでちょっと気後れするときもあるので、これに対してやはり地方自治体でも対策を反映していかなくてはならないと考えております。それに対しての市の対策事業はどのようにお考えなのか、まずお尋ねします。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 今年になって我が国では継続的な物価上昇が続いています。今回

の物価上昇は、原材料や燃料などの高騰による生産コストの増加が原因とされ、価格の上昇率が特に高いのはパンやうどんなど小麦由来のものや食用油などで、いずれも原材料を輸入に頼る部分が大きく、輸入コストの高騰が物価上昇につながっているとされています。

小麦価格の高騰対策ですが、市が事業者支援を行う場合、幅広い業種を対象としたものを想定しており、現時点で小麦価格高騰に伴う事業者支援策は考えておりません。

以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○4番 甲斐徳之助 議員 今の御答弁ですと、支援は特にないと理解いたしました。残念であります。といっても、小麦を直接生産される農家がそんなにあるわけではないでしょうから、1の質問でありました、全体に影響されるものに対しての市民に対してのサポートというのをやはり考えるべきだと再認識したところであります。

私からは、小麦に代わる商品を開発してはどうかという話をこれからさせていただきたいと思います。まずそれは行政主導でお米の活用をしてはどうかと思いますが、まず初めに、最近の米の価格はどのように値動きしているか、情報があれば教えてほしいと思います。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 過去5年の米価の推移を見てみますと、牛久市で栽培している主食用米の主力品種である茨城県産コシヒカリ玄米60キログラムの価格は、平成29年度が1万5,287円、平成30年度が1万5,544円、令和元年度が1万5,512円、令和2年度が1万3,324円、令和3年度が1万1,405円と直近2年で大きく価格が下落しており、全国的にも主食用米の価格の下落が注目されておりますが、さらに3年遡りますと、平成26年度は1万1,667円、平成27年度は1万2,648円、平成28年度は1万3,784円と、直近2年の価格とほぼ変わらない状況です。また、今年度の米価は若干の値上がり方向であると聞いております。

以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○4番 甲斐徳之助 議員 あまり変わらない状況下ということであったのですがけれども、私の調べた話ですと、価格があまり安定しなくて、要はもうからない商品になっているということをよくお聞きして、判断しています。

そこで、安定した価格帯で生産して、販売して、商品としてやっていく提案をしたいと思うのですがけれども、それに対して米粉はどうかということで今回話をさせていただきます。

米粉は、皆さんよく御存じだと思いますけれども、ちょっと一読します。

米を細かく砕いて粉状にしたもので、米はこれまで御飯としての食べ方が主流であったが、



最近ではパンやケーキ、麺などに加工をした食べ方が注目されています。米粉は奈良時代からあり、モチ米から作る白玉粉、うるち米から作った上新粉などがあり、だんごや餅、ようかんなど、和菓子やおかき、煎餅などに使われてきました。日本米粉協会では、これに加え、パン、クッキー、ケーキ、パスタ、天ぷら粉など幅広く使うことを目指していて、パンやクッキー、ケーキなどは小麦粉で作られているが、ほとんど輸入に頼っている状況であります。ここで、今回の問題提起であります。さらには、米粉に代替することで日本の農業を守ることにもつながると考えられ、もちもちとした食感、油の吸収率が低く、さっぱりしたヘルシーの食料品である。また、アレルギーの方も安心して食べることができる。小麦に多く含まれるグルテンが含まれていないことなどが、グルテンは欧米でセリアック病の原因とされています。食べるお米の消費量は年々減少し、使われてない水田が増えている。また、食料自給率38%で先進国の中では最低で、一方小麦を輸入に頼っている中、米粉を小麦の代わりに使うようになれば、食料自給率の向上にも貢献することがあるという見解を抜粋させていただきました。

それに対しまして、このようなメリットがありますけれども、米粉を市で製粉していくお考えはあるかどうかお尋ねします。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 米粉は、平成23年頃に主食用米を米粉にして、小麦の代替として注目された第1次ブームがありました。パンを作っても膨らまないなど、米粉限界論が生まれ、生産量は急減し、需要も停滞状態でしたが、その後様々な機関等で米粉用専用品種の開発が行われ、さらに平成29年に米粉の用途別の基準の策定や、平成30年にはノングルテン第三者認定制度を導入するなど、小麦の代替での第1次ブームとは違い、もちもちした、しっとりとした食感や風味が評価され、米粉がおいしいから選ばれているとした第2次ブームが盛り上がりを見せ、令和3年度は過去最多の生産量となりました。

また、昨今では、ウクライナ危機等の影響により、輸入小麦の価格が高騰していることで、再度小麦粉の代替品として米粉が注目されているほか、グルテンフリー食品が健康に寄与するとの期待から、パンや麺への利用が増加傾向にあります。

しかしながら、米粉は品種開発や製粉技術が向上はしているものの、小麦粉同様に利用、調理ができるまでにはなっておらず、何より現時点では成分コストが高価であることから、小麦粉と米粉の大きな価格差が生じており、事業者の米粉利用や一般消費は、個々の事業者と消費者に判断が委ねられているというのが実情です。

以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○4番 甲斐徳之助 議員 第2次ブームでおいしくいただけることになったというのは、い

い話ですよ。製粉コストが、今の話ですと消費者、事業者に委ねるということで、コストが原因であるのかなと受け取りました。コストが高騰であるということです。このコストが高騰であるという部分は、米粉を製粉するコスト、機材等も含めて、そっちが高騰であるのか、それとも米から物にするのが高騰であるのか、ちょっと確認したいのですけれども、お願いします。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 製粉のコストに関しては、米粉の需要も少ないということもありますが、生産量が少ないことから、輸送コストとかそういったものもかなり高くなっているということで、その辺でやはり米粉の価格がどうしても高い状況になっていると伺っております。以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○4番 甲斐徳之助 議員 ちょっと質問の意図と違うような気がします。僕が聞いたのは、製粉するのに、米から米粉にするのがコスト高であるのか、製粉されている物を商品にするのがコストであるのか。輸送は分かるのですけれども、それはどっちを優先といいますか、コスト高という話でされているのか、もう一度お聞きしたいと思います。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 申し訳ありません。米粉にするのに、製粉するためのコストが高いということです。すみませんでした。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○4番 甲斐徳之助 議員 理解しました。

そこで、そういう御答弁がいただけたということで、製粉のコストが高いということです。恐らく製粉機等が意外と高額なのかなと思うのですけれども、それに対して何点が質問したいと思うのですが、まず製粉機自体が大体どれくらい業務用であるのかということもお聞きしたいと思います。また、個人購入が厳しいような額面であれば、その購入に対する国や県等の補助金等がないのか。もしあるのであれば、ないのであればのお話をお聞かせください。

また、それを個人購入、農家購入ではなくて、市が購入して、改めて市の事業として、そういったものを進めていくお考えはないか、3点お尋ねしたいと思います。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 米粉の製粉機の価格は、製粉機の性能により価格に大きな差があります。安い物だと数百万程度で導入できるものもありますが、機械の性能等を考慮すると、小規模で導入できるものでも機械単体で1,000万円前後の製粉機が多いようです。ただし、機械の導入に重要なのは、製粉機の性能もありますが、何より専門的な知識と技術が必要とな

ります。

また現時点で、今答弁したように米粉製粉機は非常に高額ではありますが、米粉製粉機に特化した機械導入の補助金はありません。ありませんが、農業者における6次化事業補助金や機械導入補助金等において対象となる補助金はあるとのこと。ただし、他の農業機械等の補助金同様、耕作面積の拡大や所得の増加等の諸条件が年々厳しさを増しており、採択のハードルは非常に高いとのこと。

また、市で機械を購入するというお話ですが、今お話ししたように、当然市で購入するとなると補助金の対象にももちろんなりませんので、また需要もそこまで高まってないということもあります。そういった意味でも、市としての購入というのは考えておりません。

以上です。

**○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。**

**○4番 甲斐徳之助 議員** 需要が高まっていないということでありましたけれども、需要を高めていただきたい方向性の話をしたいと思います。

まず、市では購入を考えていらっしゃらないということでありましたけれども、現段階ではそうだと思うのです。ただ、何度か話が出ていますうしくグリーンファーム株式会社は、会社であって農業生産に携わっていらっしゃると思います。こちらを活用して、補助金等を導入して機械を買って、個人の農家にお知らせすると。答弁の判断ですと、個人の条件が大変厳しいのは分かりました。耕作面積の拡大等は個人でやっていくのになかなか大変なのは理解します。法人だと、また話変わりますよね、これね。そういうことも検討されないのかどうなのかというのが1点、再質問したいと思います。

それと、それをやっていただいたという前提ではあるのですが、製粉した米粉を使ってパンなどを作った後に売りさばき先として、グリーンファームですから市の事業として行えるわけです。それを、例えば小中学校等の学校給食等に搬入するなどの活用はできないかと考えますけれども、その辺を踏まえてどうか、どういうふうに御判断されるか、今現段階の御所見で構いませんので、お示しいただければと思います。

**○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。**

**○山岡 孝 環境経済部長** 米粉の製粉機は、補助金の採択がされたとしても非常に高額であり、また食品関連の製造機器の導入や製品の販売には、新たに施設の整備や許認可も伴うこと、何よりうしくグリーンファーム株式会社は、基盤となる農業での経営改善を実施することが最大の課題であり、新たな6次化事業の拡大等は現在のところ難しいと考えています。

また、小麦の製粉で既に経験していることですが、自社で栽培した小麦を利用しても、小規模で実施することは製造コストが割高になるだけでなく、事業者が必要とされる製品の品質や

製粉技術においても、製粉機械の差だけではなく、技術力で大手製粉会社に遠く及ばないことから、一部のコアなスポット利用を除くと、ほぼ全ての製粉を大手製粉会社に外注せざるを得ないのが実情です。米粉の製粉事業も、小麦粉同様に機械の導入だけでなく、製品の品質や製粉技術においても高い専門性が求められることから、新たに米粉の製粉事業を構築することは非常に困難であると考え、米粉の製粉機の導入は考えておりません。

以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○4番 甲斐徳之助 議員 現段階でそのような意思はないということで確認させていただきました。

一応お聞きしますと、グリーンファームに関しては、経営改善が最大の課題であるということで、6次化産業は難しいということです。でも、6次化事業をすることが経営改善につながるかもしれないですよね。そういうことも御検討の視野に入れてやっていただきたいなとは思っていますが、その中で納入先が学校給食、物資高騰で対策も取られているという答弁もいただいておりますけれども、学校の給食等にそういうものを作ってはどうかと思いますが、その辺はやらないと言っている中で申し訳ないですけれども、学校給食関係に納入するというお考えはないかどうか、仮定の話になりますけれども、聞いてもいいですか。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 グリーンファームにおいては、御存じのように小麦を生産しておりますが、今現在ちょっとストップしておりますが、グリーンファームの小麦粉でパンを製造して学校給食に提供していたこともございます。また、麺類に関しては、今も学校給食に提供しておりますので、そういったことを考えれば、万が一、今後米粉の需要が増えて、米粉を使ったそういったものができるとなれば、仮定すれば、学校給食に提供するというのは非常にいいことだと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○4番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。仮定の話なのに大変恐縮でした。

小麦でそういう過去の実績があるということも御答弁いただきましたので、それよりも食材の安全性といったところを見たときに、米粉活用が有効であると考えます。そういう方向性があれば検討していきたい、するかもということでお話しいただきましたけれども、実は国の情報をちょっと調べてみたら、一部議員といいますが、国政議員の方々が農水省に、学校給食等に組んでみてはどうだという事業計画の打診があるようなことをちらっと聞きました。それが現実味を帯びれば、先駆けてやっていたとしたら、茨城県牛久市がそんなことをやってい

るのだよみたいな話になって、補助金等の話もまたできるのではないかと思います。

参考ではありますけれども、近隣の常陸太田市は、補助金云々は関係なく、もう既にやっているようです。あと、栃木県全体でパン、学校給食への米粉の導入ということで取り組んでいらっしゃると。その辺は皆さんも把握されているのでしようけれども、再質問としては、国がそういう動きを取ったときに、市は学校給食に導入していくという部分に対して、どういうお考えを持つのか。また、そういう情報があつたことを御存じであつたのかどうなのか、2点質問したいと思います。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 国で今お話のありましたような米粉利用についての動きがあることは把握しておりますが、給食への利用や米粉の活用は国で検討している最中であります。まだ未確定でありますので、今後国の予算に計上されていくのか、その辺も含め注視していきたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○4番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。注視していくということでありました。

私がお聞きしたのは、もしそれが実現してといいますか、国で動き出したときに、牛久市としてどう対応していくのか。私は現段階で、もう米粉事業に取り組んで、市の事業として経済というか、経営というか、売り物としてなされることがあつて、その上で国が後からついてくるといふような状況になってしまうと思うのですけれども、それに先駆けて牛久市はもうやっているよという話ができるのではないかと思います。そのときに、情報は御存じだということで今答弁いただきましたので、注視するのではなくて、それが進んだときにやるのか、やらないのか、お聞きしたいと思います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 今、そのような食料で様々な課題があることは、私たちも認識しておりますが、実際そういう先進的な事例を進めようということで、牛久市はグリーンファームにおいてBDF、それからペレットを進めてまいりました。その事業も先進的にこれからという話でございます。でも、ここ十数年かかっていますけれども、まだまだ利益が出ない。むしろ赤字が続く状況でございます。

確かにそういう取組を目指すのはいいのですが、牛久市の身の丈に合ったものでいかないと、やっぱりあのような事業形態になってしまう。ですから、私たちは今の中で事業をどのように構築するか、またそこに新しいものを入れても、それもなるのかな、減税もうまくそれを使って経営するのかなと、それは非常に難しい選択ですけれども、ただ米粉に関しては、もう数十

年来研究されて、なかなか米の供給、機械、そして購買先、牛久市の給食だけではとてもバランスが取れない状況もございます。ですから、安易にいろんなことに、様々に取り組むことはいいのですが、我々行政としては、施策とそれからこの経営的なものは相反する部分がございますので、そういうことを見極めながら、新しいものに対して過大な税金を投資しないもので進めることが、これから行政対応で必要だと私は思っています。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○4番 甲斐徳之助 議員 市長の御答弁ありがとうございます。

過大な税金を、無駄遣いしないというニュアンスだと思うのですが、今回米粉を取り上げさせていただいたのは、物価高騰が事前にあったわけです。その中で何度かお話ししている中で、物価高騰対策事業がちょっと牛久市ではインパクトが弱いと。インパクトでやる事業ではないのでしょうかけれども、その中で原因を追いかけると、燃油と小麦ということで、その辺がエネルギーと食料品ということで原因がはっきりしたわけです。

その中で、いろんな要素が重なってこういう話になったのですが、グリーンファームの経営改善もしなければいけない。そして、地方創生に、6次化産業も一時期ブームだったけれども特に取り組んでいないというような話と見受けけたときに、こういうものを先駆けてやる。

私が聞いたのは、国が、多分執行部の皆さんの答弁で大体いつも補助金が発生すればとか、財源措置ができればみたいなことをおっしゃるので、あえて国が動いたときに、こういう話はスムーズに改善できるのではないかと思います。なおかつ、生産コストではなくて、資材購入コストが何百万とか何千万という話でしたよね。これを高価と取るか、安価と取るかといったら、私は事業の投資と見れば多分安価だと思います。効能が見えて、売りさばきが見えて、補助が出るかもしれない。この先物を購入して、市の事業をグリーンファームに委託して、こういうことを進めてほしいという御提案をさせていただいたときに、1,500万円は高い買物ではないのではないかと私は思っています。それを逆に登録農家に使っていただければいいわけですから、その商品化をしてほしいというのが話の本題でありました。市長のおっしゃることも理解はしていますし、ただその金額において有効性があるかないかというところは、もちろん真剣にやっつけていってほしいと思うのですが、価値観を見て、ぜひもう一度農政関係の皆さんでこの話を話題にさせていただきたいと思います。私は応援していますので、ぜひ商品開発に取り組んでもらいたいと思います。

著しく変化していく経済状況を振り返りまして、多くの市民の皆様に対応できる生活支援の事業を幅広く検討していただけること、さらには今お話ししました国や県の情報を連携し、先駆けて事業に取り組んでいただけることを御期待申し上げて、私の一般質問を終わらせていた

だきたいと思います。ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で、4番甲斐徳之助議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時50分といたします。

午前10時46分休憩

---

午前10時54分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、5番伊藤裕一議員。

[5番伊藤裕一議員登壇]

○5番 伊藤裕一 議員 無会派の伊藤裕一です。先ほどの同僚議員の質問と重なる部分もあるところがございますが、今日は物価高騰対策について、様々な視点から質問させていただきます。

御承知のとおり、近年の資源価格や資材価格の高騰による物価高傾向の中、ロシアによるウクライナ侵攻や円安傾向も相まって、物価高騰が喫緊の課題となっています。今回の物価高騰は、経済成長に伴うものではなく、コスト高によるものであり、消費者にとっては収入増加が伴わないまま物価が上昇することで家計が悪化し、企業にとってはコスト高と価格転換がスムーズにできないことによる収益悪化に苦しめられる、いわゆる悪いインフレであり、対策が求められるところであります。

これに対し政府は本年度、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に新たに1兆円のコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を創設、最新の報道によれば、岸田文雄首相は、同物価高対応分の増額をする方針であり、今月9日に開催される政府の物価・賃金・生活総合対策本部にて、物価高への追加対策を取りまとめるとのことです。新たな財源ができたことは喜ばしいことですが、各自自治体がいかに知恵を絞り、地域の実情に合わせた対策を打ち出していけるかが問われているとも言えましょう。

本市の状況を鑑みるに、本定例会に提出されている補正予算案の中にも、給食費補助等の物価高騰対策の事業が盛り込まれており、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金等も実施されてきたと承知をしておりますが、これまでに実施あるいは実施予定の事業で、物価高騰対策として捉えているものは主としてどのようなものがあり、また給付実績はどの程度であったのかお示してください。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 原油価格・物価高騰等総合緊急対策といたし

ましては、さきに答弁しましたとおり、公共交通応援事業補助金、牛久市事業者支援一時金、保育園、幼稚園、小中学校の保護者に対する給食費の負担軽減補助等となります。

事業費につきましては、今般提出いたしました牛久市一般会計補正予算に計上しましたとおり、公共交通応援事業補助金が465万円、牛久市事業者支援一時金が1億円、保育園、幼稚園、小中学校の保護者に対する給食費の負担軽減補助等が総額で5,368万6,000円となります。また、補正予算に計上した事業のほか、農業者に対する肥料価格高騰対策、運送事業者や観光バス事業者等に対する原油価格高騰対策を現在検討しておりまして、内容がまとまり次第、今後補正予算に計上し、対応してまいりたいと考えております。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 伊藤裕一議員。

**○5番 伊藤裕一 議員** 市独自のさらなる対策が求められるところでありますが、それは質問の後半で確認してまいりたいと思います。

財源等の問題から、国による施策を着実に実施していくこともまた重要であります。マイナンバーカードを新規取得した方への最大5,000円分と、健康保険証の利用登録、公金受取口座の登録をした方へ、それぞれ7,500円相当のポイントが付与されるマイナポイント第2弾が本年6月末より開始されました。マイナポイントは、直接の物価高対策ではありませんが、物価高にあえぐこの時期に実施されることから、実質的な物価高対策として捉え、香川県などで、マイナンバーカード取得者に対し、自治体独自の上乗せポイントを支給する例もあるとのことでもあります。

マイナポイントを利用するためのマイナンバーカードの申請期限が本年9月末であり、今回は上乗せポイントを求めるものではありませんが、いずれにせよ広報手段の充実等によりマイナポイントを着実に実施し、実質的な物価高対策を図ると同時に、マイナポイント本来の目的であるキャッシュレス決済やマイナンバーカードの普及、ひいては行政のデジタル化を図っていくことは有用であると考えますが、マイナポイントのPR方法や交付率について伺います。

**○杉森弘之 議長** 小川茂生市民部長。

**○小川茂生 市民部長** マイナンバーカードの牛久市の交付率につきましては、令和4年8月31日現在48.4%で、県内では6位、全国及び茨城県と比較しても上回っている状況でございます。

マイナポイントは、本年9月末までにマイナンバーカードの申請を行った方が対象となります。カードの取得後、選択したキャッシュレス決済サービスを申し込み、チャージやお買物、健康保険証としての利用申込み、公金受取口座の登録をすることで、最大2万円相当のポイントを受け取ることができます。そのため、総合窓口では、連日カードを新規で作成する方とマ



イナポイントの申請をされる方で大変混雑している状況でございます。

市では、できるだけ多くの方にマイナンバーカードを申請していただけるよう、出張申請サポートも行っており、最近では8月20日の土曜日と21日の日曜日に、イオンモールつくばにおきまして、牛久市、つくば市、土浦市、つくばみらい市の4市合同で出張申請を実施しました。その中で牛久市では、家族連れの方を中心に両日で215件の申請があり、大変好評でありました。今後、さらにマイナポイントの申込みも増えると期待されます。

また、総合窓口では、マイナポイントの確実な実施のため、御自身のスマートフォンやパソコンからマイナポイントを申し込むことが困難な方を対象としまして、マイナポイント申込みサポートも実施しております。このマイナポイント申込みサポートの実績としましては、令和4年8月末現在で5,206件となっており、当初の想定以上の御利用がある状況でございます。そのため本年8月からは、マイナポイント専任の会計年度任用職員を2名採用し、1日当たり約50件のサポートを行えるよう体制を整えたところです。

マイナポイントの申込み期限は令和5年2月末までとなっておりますが、対象となるマイナンバーカードの申請期限が本年9月末であるため、今後様々な広報手段で丁寧に説明していく必要があると考えております。

また、マイナポイントの申請漏れもないように、10月以降も令和5年2月末までの間は、広報紙やホームページのほか、FMうしくうれしく放送やかっぱメールなどで繰り返し周知に努めてまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○5番 伊藤裕一 議員 順調にマイナンバーカードの申請が伸びているとのことで、今後も普及に努めていただくことを期待しまして、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、消費喚起策についてです。同僚議員の質問でも触れられたところでございますが、近年ハートフルクーポン券の購入意欲の高まりによって、同クーポン券の購入が困難になりつつあります。稲敷市やつくばみらい市では、物価高対策として商品券を配布する動きがあり、これらの商品券配布やプレミアム付商品券発行といった消費喚起策は、市民への生活支援と市内商工業者への支援につながる施策であり、検討の余地があると言えましょう。そこで、ハートフルクーポン券発行の現状、現在10%のプレミアム率を今後アップするお考えや、発行規模を増やすお考えはないか伺います。

さらには、ハートフルクーポン券以外の消費喚起策も考えられます。近年、QRコード決済、〇〇ペイというものでありますが、大手事業者は地方自治体と連携したキャンペーンを実施し、自治体内でのQRコード決済を利用した買物に対し、高還元率でのポイント還元を実施してい

ます。近隣では現在、石岡市が第3弾のキャンペーンとして、市内対象店舗で買物をすると30%のポイント還元がされるとのことであります。また、稲敷市では同様のキャンペーンを行っている携帯電話会社系列の決済事業者と連携、地元店舗を対象としまして40%ポイント還元を行っているとのことであります。

新しい生活様式に対応したキャッシュレス決済の普及につながることや、若者や日中市外で仕事をしている方など、ハートフルクーポン券の購入が難しいと思われる方へも広く行き渡ることから考えると有効な施策と考えますが、QRコード決済を活用した消費促進策実施のお考えを伺います。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 ハートフルクーポン券事業は、事業者支援を主な目的として市内の消費喚起を促してきました。新型コロナウイルス感染症発生後は、販売開始から完売までの期間が毎回短くなっており、欲しくても買えないとの声が寄せられている状況です。今年度も、例年どおり前期、後期合わせて5億円分を発行する予定ですが、従来の販売方法を見直し、改める時期に来ていると感じております。発行額を増額するか、また市民限定にすべきか、1戸当たりの購入限度を何冊にするのか、先着順をやめ抽せんにするのかなど検討材料は数多くありますので、発行元である商工会と協議し、早期の改善を図りたいと考えております。

また、昨年、他の自治体で実施された電子決済に市の上乗せポイントが付与されるサービスが話題となりました。当市にも複数の事業者からアプローチがありました。検討はしましたが、事業者側、購入者側の双方に生じる変化や負担とメリットを考慮した結果、平成14年から継続してきた従来のやり方を変えるには至りませんでした。

しかしながら、ハートフルクーポン券事業は開始から20年が経過しており、事業開始当時と現在では生活環境も大きく変化しておりますので、ハートフルクーポン券事業全体を見直し、改善を図ることは必要だと考えております。よりよい事業運営に向けて、商工会と協議を重ねてまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○5番 伊藤裕一 議員 再質問させていただきます。

電子決済のキャンペーンのところで、変化や負担とメリットを勘案した結果、今回導入しないとのことでありましたが、どのような負担、またメリットがあると考えられたのか伺いたいと思います。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 まず、負担としましては、電子に変えることにより、これは以前の議会でも何度か答弁させていただいているのですけれども、ハートフルクーポン券を扱っている事業者が高齢の事業者が多いということで、そこで電子決済にするというところが商工会との協議の中でも整わなかったという部分がありまして、何度か一般質問でもいただいておりますとおり、電子化ということは今後当然考えていかななくてはならないことだということの理解はしております。

以上です。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○5番 伊藤裕一 議員 電子決済については、新たに導入するのが困難であるという事情もあるとは思いますが、既存のもう既に導入されているものでありますので、既に導入済みの店舗等もあると思います。今後も引き続き検討いただくことを期待いたしまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

続きまして、省エネ支援のところで質問でございます。

今回の物価高騰の主な原因の一つが資源高であり、電気代などの公共料金の値上がりが続いています。電力会社各社は、軒並み制度上の上限まで電気料金の値上げを実施、東京電力管内では平均的な電気使用量の家庭の電気料金が、昨年9月は7,000円程度であったのに対し、本年9月には9,000円程度と約2,000円の値上がりになっているといたします。

これに対し、省エネチャレンジ等と称する市民の省エネを促す取組を行っている自治体があり、省エネ家電への買換えや省エネにつながる行動を自治体に対し申告、省エネを達成した方に景品を進呈するというものであります。昨日の同僚議員の一般質問でも類似の質問があり、本市は独自のポイントを持っていないので実施は難しいとのことでありましたが、他自治体の例を見ますと、景品を郵送する、景品の進呈を抽せんにするといった方法で、市独自事業としてそれほど経費をかけずに行うことも可能であります。ちょうど政府は、電力会社の節電プログラムに参加して節電した家庭に幅広く使用できるようなポイントを付与する節電ポイントを実施予定であり、カーボンニュートラルの観点からも、本市として省エネチャレンジのような省エネを促す仕組みの導入が望ましいと考えますが、導入のお考えを伺います。

さらに、本市は既に家庭用燃料電池システムや蓄電システムへの補助を行っていますが、省エネに資する機器購入への補助も有効な施策であります。ほかにも、省エネに資する機器として以前補助を行っていた潜熱回収型給湯器は、排気熱を有効に利用することでガス使用量を約13%削減できるといい、太陽熱利用システムは太陽光発電よりもエネルギー効率がいいとされています。あるいは、古い家は断熱性能が低いケースが多いですが、断熱窓の設備の導入によって断熱性が高まれば、省エネにもつながります。

今列挙しました機器設備は、いずれも自治体による補助事例があるものでありますが、このような省エネに資する設備や機器の購入に対する補助を拡大していくお考えはないか、見解を伺います。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 まず、省エネルギー機器の導入に関する支援策でございますが、平成28年度から住宅用環境配慮型機器を設置した市民に対して補助を行っております。当初、対象としていた高効率型の給湯器導入についての補助は、市場に出回る給湯器がほぼ高効率型に置き換わったため、令和3年度からは太陽光発電に接続する蓄電池及びガスを使う家庭用燃料電池コージェネレーションシステムであるエネファームの導入に対して補助を行っております。令和3年度の補助実績は、蓄電池が39件、エネファームが3件です。今年度は、7月末現在、蓄電池が48件、エネファームが3件と、昨年度を上回るペースで申請が来ております。こちらの環境配慮型の設備の導入に対します補助につきましては、対象機器や対象件数の拡大、充実を図れないかにつきまして検討してまいりたいと思います。

また、節電への取組に対しましてポイントを付与するような市民向けの支援策を検討しないのかという点でございますけれども、省エネに対しまして、こういったポイント制にしてというのは非常に有効なことだとは思っております。実施事業者等の取組状況の把握や、還元策などについても調査研究が必要でございますので、今後実現が可能かどうかにつきまして検討してまいりたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○5番 伊藤裕一 議員 両者とも、節電チャレンジと省エネ機器に関しまして検討いただくということでありました。なかなか時期というのは難しいかもしれませんが、もしこれまでに検討したというようなものがあれば、お示しいただければと思います。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 これまで検討したものはございませんので、これから検討してまいります。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○5番 伊藤裕一 議員 検討した結果、実施するとなったら実施するような時期、これから検討いただくということですので、なかなか今それをお示しするのは難しいかなと理解いたしました。引き続き検討いただくことを期待いたしまして、次の質問へ移りたいと思います。

最後に、事業者への支援についての質問です。昨今の物価高騰による影響を受けた事業者に対し、着実に支援を行っていくことは、市民生活を考えた上でも重要であります。本定例会に

提出された補正予算案中にも、茨城県事業者支援一時金を受給した市内事業者に対する事業者支援金1億円が盛り込まれていますが、事業者に対する支援内容、今後実施予定のものはあるか確認いたします。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 ほかの自治体においても様々な支援政策を行っている中でございます。当市でもこのような感染状況の中においても、物価高騰に対し様々な支援策を行っています。

本年度は、牛久市事業者支援一時金を9月の補正予算に計上しております。この制度は、県のまん延防止等重点措置に伴う営業時間短縮要請や不要不急の外出自粛要請の影響により、売上げが30%以上減少し、そして茨城県事業者支援一時金を受給した事業者に対し、市が一律20万円を支給するものであります。

今後も、コロナ禍という逆境に加え、このような物価高騰における影響を受けている事業者に対し、市としても様々な支援ができるよう、様々な事業者に話を聞き、商工会とそれから様々な関係機関の話を聞きながら、これから対応に当たっていきたいと思います。

様々な事業体にも、非常に目を射る支えもございます。うちとしてもそれほどの時間、私は一番コロナにしても、この事業者にしても、ふだん行っている支援のものをしながら、それをなるべく厚くするよう事務局の職員に話しております。例えばハートフルクーポンにしても、現在は事業者の負担、そして商工会の負担をなくしております。ただ、そこでもって1割を、2割、3割だとするつもりはございません。ふだんの仕事のやつを、もう20年も続いているわけですから、それを今また2倍、3倍して、また戻したときどうなのかという話をすると、またそこでもいろんな議論が湧いてくるのかなということでございまして、ですからそういうことの厚く、薄く、いろんなところでうちちょっと深掘りしてやろうという話を、支援策についてはやっています。

各自治体の支援にしても、5万円をしたり、それからそして今どうなのか、子供たちはどうなのかなということで、そういうところでやってございます。様々なこれから支援策がございまして。コロナがまだ終わったわけでもございません。そして、物価高騰も円が150円になるような話もしておりますと、どのようなこれから日本経済、また牛久市についてはどのような状況になるのかということを見据えながら、そして適切なことを聞きながら、見ながら、これから支援策を考えていきたい。また12月に新しい支援策も考えておりますので、よろしく願いいたします。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○5番 伊藤裕一 議員 今後も支援策を検討いただけるということで、期待いたしまして私の一般質問を終了いたします。

○杉森弘之 議長 以上で、5番伊藤裕一議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時25分といたします。

午前11時19分休憩

---

午前11時28分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、12番加川裕美議員。

〔12番加川裕美議員登壇〕

○12番 加川裕美 議員 日本共産党、加川裕美です。絶妙なタイミングで質問が回ってまいりました。お昼に麺類を頼んでいる方もいらっしゃるようなので、プレッシャーがかかるところですが、頑張って質問してまいります。

それでは、通告に基づき質問させていただきます。

感染症との闘いは3回目の夏が過ぎ、成長期にある子供たちに、このブランクが与える影響は計り知れません。今回は、今だからこそ必要な国際交流と、休校やリモート等で学びの場から遠ざかってしまっている生徒児童への取組の2点について質問します。

まず、大きな1番、牛久市国際交流協会について伺います。

同会の概要について、その設立目的、運営費用等々、コロナ以前、2019年の活動状況や会員数について伺います。また、参考までに、コロナ以前から2022年現在の牛久市の外国出身居住者数、主な国籍別内訳の推移、国際交流協会への関わりについて伺います。

○杉森弘之 議長 栗山裕一市民部次長。

○栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長 牛久市の牛久市国際交流協会の設立ですが、昭和58年に牛久で開かれたカナダ物産展をきっかけに、カナダユーコン準州ホワイトホース市と牛久町との交流が始まりました。その後、つくば科学万博開催期間中の昭和60年4月19日に姉妹都市提携の調印式が行われ、同年8月、国際交流のための組織として、牛久・ホワイトホース姉妹都市委員会が設立されたのが始まりとなっています。会の名称はその後、牛久市姉妹都市委員会となり、さらに平成5年以降、日本語教室や世界家庭料理の会が加わり、姉妹都市交流以外の活動も盛んになってきたことから、平成15年に牛久市国際交流協会となりました。

協会の目的は、牛久市と国内外の姉妹都市との交流及び市民を主体とした幅広い分野における国際交流を推進し、市民文化の向上に資するとともに、国際親善に寄与することとなっております。

現在の協会は、根本市長を会長に、日本語部会、料理部会、都市交流部会の3つの部会から

構成されています。なお、平成31年度の個人会員は160人で、協会の運営費は年会費や負担金等及び市からの補助金で賄われています。協会の事務局は市民活動課内に置かれ、各部会の活動が円滑に運営されるように支援を行っております。

続きまして、牛久市の外国人住民数ですが、平成31年3月末の時点では、54の国と地域から1,255人でした。その中でも人数の多い上位5か国は、ブラジル、中国、フィリピン、ベトナム、タイの順になっており、この5か国の合計人数が951人で、市内外国人住民の76%を占めていました。

令和4年3月時点では、56の国と地域から1,411人となっており、平成31年3月末の時点から、国の数で2か国、人数で156人増加しています。増加人数の多い国として、ベトナム、スリランカ、フィリピンなどが挙げられます。

牛久市国際交流協会における市内外国人住民の会員数は、平成31年時点で3人、令和4年現在は1人となっています。また、平成31年度は、年間延べ119人が日本語教室の学習に参加しております。

以上です。

**○杉森弘之 議長 加川裕美議員。**

**○12番 加川裕美 議員** 外国人居住者が、コロナ以前より、現在156人増えているということ、会長が市長であるということ、皆様御存じないことが多いので、非常に驚かれると思います。また、牛久市に56の国と地域もの外国人の方が住まわっていて、その方が約1,600人いるということ、これは市にこれだけの国際交流のチャンスがあるということです。

次に、コロナ以前に行われていた活動やその成果、参加者の声をお聞かせください。

**○杉森弘之 議長 栗山裕一市民部次長。**

**○栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長** 新型コロナウイルス感染症拡大以前は、姉妹都市交流として、国内外の姉妹都市等との相互訪問を通じた交流活動を行っていました。例えば、平成31年度は、牛久市派遣青少年団12名がカナダ・ホワイトホース市を、市内の高校生徒20名がオーストラリア・オレンジ市を訪問したほか、常陸太田市及び色麻町から合計95人がうしくかっぱ祭り踊りパレードに参加し、交流を深めました。

また、日本語教室では、延べ119人の外国人が日本語を学習し、世界家庭料理の会には年3回の料理教室の定員75名に対し94人の応募があり、抽せんになるほどでした。

コロナ禍以前にホワイトホース市に派遣された団員からは、英語が話せなくても最高の思い出や友情ができた、初めての海外で不安なこともあったが現地の方みんな優しく楽しかった、ホワイトホース市での経験と出会いは人生を大きく変えてくれたといった声が寄せられました。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 姉妹都市、ホワイトホースとの交換派遣事業では、大変大きな成果が見られていると伺っています。私自身もホワイトホースに行き、改めて牛久市がホワイトホースの中で一番有名な日本であるということに気づきました。ホワイトホースで日本から来たと言うと、「牛久」と聞かれます。それぐらいホワイトホースと密に牛久市は交流してきました。子供たちも再度留学し、海外や観光都市で活躍している子も決して少なくありません。

続いて、感染症の影響が大きく出始めた2020年から21年の状況で、会員数の変化、コロナ禍での課題や活動はいかがでしたか。

○杉森弘之 議長 栗山裕一市民部次長。

○栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長 令和2年、令和3年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から多くの交流事業が中止となり、令和2年12月時点での個人会員は62名となってしまいました。また、計画されていたカナダ・ホワイトホース市青少年団の受入れ、常陸太田市や色麻町との相互訪問が取りやめとなりました。

そんな中、対面での交流活動を行うことができない条件下においても、できる活動がないかと各部会が個々に検討し、日本語部会では、令和2年度に協会の会員であるボランティア講座の講師の方々がオンラインで日本語教室を開催するための技術的な研修を行い、令和3年度からオンラインで教室を始めております。

料理部会は、コロナ禍において自宅で過ごす時間が長くなる中、自宅でできる世界の料理を伝えるため、過去に開催した料理教室のレシピを見直し「旅するクッキング」と題して広報うしくに掲載いたしました。

都市交流部会では、外国人講師による国際理解教育講座をオンラインで開催し、オーストラリア・オレンジ市との交流では、現地の高校生による日本語朗読コンテストを開催し、交流の機会をなくさないよう工夫し、活動してまいりました。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 会員数が、コロナ前は160名、2020年から2021年は62名という激減の中、料理部会の活動制限など大変だったと察します。また、オンラインで日本語学習を続けられたということは、大変意義のあることだと考えます。その中から、会員の声をお聞かせください。

○杉森弘之 議長 栗山裕一市民部次長。

○栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長 コロナ禍において対面を避けての活動を模索する中で、日本語部会の会員からは、オンラインでの活動は不慣れであるため、学習の内容がうまく相手に理解していただけているかどうか不安だという声があったものの、活動をいかに再開で



きるかと前向きに捉え、会員同士で励まし合いながら技術を習得し、無事に教室の再開を迎えることができうれしく思うなどの声を聞くことができました。

以上です

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 特に日本語部会は、市内で働かれて、全く日本語が分からないまま来日され、大変戸惑っている方には喜ばれている活動です。ぜひ今後も継続をお願いしたいと思います。

それでは、今年2022年から今後に向けて伺います。現在の会員数と活動内容はいかがですか。

○杉森弘之 議長 栗山裕一市民部次長。

○栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長 令和4年3月31日現在の個人会員数は74人です。

今年度の日本語教室では、対面とオンラインの両方で授業を行っており、1年で3学期あるうちの1学期が終了し、全体で27人の外国人の方が授業を受けました。

料理部会では、料理動画撮影の研修を行い、他市のオンライン料理教室の取組を参考に、料理動画作成とユーチューブでの配信に向けた取組を行っています。

都市交流部会では、市内、県内在住の外国人を講師として招き、外国文化の紹介を通じ、国際理解を深めるための国際理解教室講座を開催しています。今年度予定されている4回の講座のうち3回が終了し、66名の方が参加していただきました。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 今年、都市交流部会では既に3回のイベントが終了したということですが、直近のイベントではどのような声が聞かれましたか。

○杉森弘之 議長 栗山裕一市民部次長。

○栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長 8月21日に開催した都市交流部会主催の国際理解教育講座「ペルーってどんな国？」では、市内小中学生を含む参加者より、ペルーの民族衣装や食べ物などについての質問が相次ぎました。また、コロナで外国人と交流する機会がなかなかないので貴重な体験だった、ペルーというふだなじみのない国の人の話を聞くことができ、とても勉強になったという感想や、次回の開催を期待する声が聞かれました。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 コロナ禍は3年目となり、子供たちは本当に海外の文化や外国人に触れる機会が少なくなっています。びっくりしたのですが、生まれて初めてALT以外の先生に会ったということをごちらに参加した生徒からお聞きしました。

それでは、今後に向けての国際交流協会のPRや新たな取組等をお聞かせください。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 牛久市の国際交流協会の活動周知方法につきましては、現在、協会のホームページ、市のホームページや広報紙、かっぱメール、またLINEなどのSNSを通じて随時情報を発信しております。今後はホームページをより活用し、小中学生にも分かりやすいイベント等の情報発信を行ってまいります。

協会としての新たな取組に対しましては、市内小中学生にも外国文化に触れる機会を提供することを目的に、夏休み期間中に国際理解教育講座「ペルーってどんな国？」を開催し、5人の小中学生が参加しました。来年度以降も多くの小中学生が国際理解講座に参加できるよう、都市交流部会の方々とテーマや開催方法などを検討してまいります。

また、今回の講座は、講師未経験の方にも講師を依頼し、茨城県国際交流協会のワールドキャラバンの講師として事前に登録していただいた上での開催に至りました。さらに、過去に遡ると、日本語教育学校の学習者だった外国人が、勉強を重ねながらボランティア講師として外国人に日本語を教える立場になったという事例もございました。

今後もイベント等で活躍していただけるような人材の発掘を行いながら、新たな外国文化に関連する講座等を開催することで、多くの国の方々が日本人、そして外国人と交流しながら、外国の方が日本の、相互の文化のすばらしさを理解しながら、これからも新しい発見ができる機会をつくっていききたいと思います。

私も今年7月頃でしたか、野沢温泉村に行っていました。そこは非常にオーストラリアの方が多く来られて、スキーとかそういうことを交えながら、あの小さな町に年間何百人という人が来ている。でも、それが子供たちと一緒に交流しながら、言葉が分からないながらも非常にコミュニケーションができる。言葉も要らないという話を村長から聞いたことがあります。

また、今牛久市の中学校においても、海外旅行はどうだろうということで模索しております。子供たちも海外を見ながら、そしていろんな体験をすることが一番でございます。私も海外は何回か行ったことがありますけれども、緊張しながらも楽しい思い出がございます。

でも、今私は国外の交流ばかりではなく、国内においても様々、常陸太田市とか、色麻町とか、いろいろございますけれども、もっと私はいろんな文化とか歴史でつながりのあるまちを訪れて、そしてそこに行ったら、またいろんな経済的な交流をしてもいいのではないかとということで、北海道、愛知県とか、今度は山陰に行ってきたいなと思っております。いろんなことで話をすると、中には牛久市職員と人事交流しないかという市も現れています。そういうことで、海外交流もさることながら、国内交流もすることによって、日本の文化、牛久市の文化、そして経済なんかにも寄与できれば、いい交流なのかなと私は思っています。

以上でございます。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 ただいま市長から、国内外の交流の重要性についてお伺いしました。本当にそのとおりだと思います。

私たちは国際交流というと、海外に行かなければならない、語学学校に通わなければならない、そう感じる方が多いようですが、実はそんなことはなくて、私自身英語を教えさせていただいています。私はその英語を小学校のときの同級生から教えてもらいました。彼は、日本に来て全く日本語がしゃべれない男の子だったのですが、とても好奇心のある子で、私にこれは何ていうの、これは何ていうのということに対して、私がそれを日本語で教えているうちに彼が私に英語で話すようになり交流が始まったものでございます。

ということで、本当に語学、文化に触れるということは、自分たちの可能性を2倍に広げるということでもございます。ぜひこれからそのようなことを牛久市でも続けていただきたいと思います。

そして、さきに御紹介いただきました、ダンス、料理、遺跡文化に触れる「ペルーってどんな国？」という講座でございましたが、講師の方も牛久市民ということで、それはとても嬉しいです。この活動をより多くの市民や、さらに子供たちに知っていただきたいと感じます。講座には、市内小中学生が5名参加されたと伺いました。今回の最終参加人数は何名でしたか。

また、市長より児童生徒にSNSやLINEで周知されていくとのことですが、市内の小中学校は団体会員になっていると把握します。学校運営協議会等を通じて、外国人生徒児童の家庭やALTの先生にアプローチしていく方法はいかがですか。

そして今年度は、長くなりますが、どのようなプログラムが予定されていますか。再度確認の意味でお伺いします。

○杉森弘之 議長 栗山裕一市民部次長。

○栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長 8月21日に開催した国際交流部会主催の国際理解教育講座への参加人数は、高校生1名を含む14名でした。

また、今後の予定ですが、オーストラリア・オレンジ市との交流では、今年度も現地の高校生による日本語朗読コンテストの開催を11月下旬頃に予定しています。オレンジ市の高校生たちは、来日できる日が来ることは待ちわびつつ、日々日本語の学習に励み、高校生たちの声を聞き、交流を深めております。

また、11月18日には今年度4回目となる都市交流部会主催の国際教育理解講座イギリス編を開催いたします。イギリス人講師を招き、イギリスの文化についての理解を深めます。

日本語教室については、第2学期を9月から11月まで、第3学期を来年1月から3月まで

開催し、市内在住外国人等に対する日本語学習の機会を提供してまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 特に牛久市に多く住まわれているアジア国籍の方は、外国人であるということが一見分かりにくく、お手紙やメールを読むのも実は苦勞されているという現実があります。

先ほど、牛久市には1,600名もの外国人が住まわれているとお聞きました。しかし、国際交流協会の外国人会員数は1名ということで、これは大変もったいないことだと感じます。国際交流協会に外国人会員を増やし、ぜひ双方向でのコミュニケーションを図っていただきたいと考えます。

○杉森弘之 議長 ここで加川議員に申し上げます。一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は13時10分といたします。

午前11時52分休憩

---

午後 1時13分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

加川裕美議員の一般質問を再開します。

○12番 加川裕美 議員 それでは、第2点目といたしまして、子供たちの居場所づくりについてお伺いします。

社会状況が著しく変わり、全国的に登校渋り、不登校となる子供が急増していると言われていいます。夏休みが終わった直後、まさに現在は一層その傾向が強くなることが懸念されます。

1番として、現状として当市の不登校者数、校内の別室の利用者数についてお伺いします。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 文部科学省では、欠席が30日以上、欠席の要因が病気や経済的理由、新型コロナ感染回避等の理由を除いた学校に係る状況、家庭に係る状況、本人に係る状況が理由であるものを不登校と定義しています。

全国的に不登校児童生徒数の数は、全国で19万6,127人と増加傾向にあります。牛久市も同様の傾向にありますが、令和2年度の100人当たりの不登校出現率は、小学校は全国1.00、茨城県1.00、牛久市0.87、中学校は、全国4.09、茨城県4.00、牛久市3.85と、牛久市は全国や県に比べると少なくなっています。しかし、令和4年7月2

0日までの市内の不登校児童生徒数は、小学校で26名、中学校で78名、合計104名という状況です。また、様々な理由で在籍している学級の教室に入れず、校内の別室を利用している児童生徒数は、小学校で20名、中学校では25名おります。

牛久市では、教室に無理に戻すことだけを考えるのではなく、学校の中に通常の教室とは異なる居場所をつくり、安心して過ごせるような環境を整えています。牛久一中ではドリームルーム、牛久三中はけやきルーム、下根中はステップルーム、牛久南中はマッシュルーム、ひたち野うしく中はひだまりルームと呼んでいます。小学校は、保健室や図書室、相談室などを利用しています。それぞれ養護教諭や管理職、空き時間の教員、担任、特別支援学級担当、スクールアシスタントなど様々な立場の人が時間を調整しながら関わっています。ここでは、先生と一緒に話をしたり、勉強したりしています。これらの児童生徒にとって安心できる学びを保障できる居場所づくりは、子供たちを救う上で喫緊の課題となっております。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 全国平均は下回ってはいるが、市全体としては全国と同様に増加傾向にある。中学校にはルームと呼ばれる専用の環境があるが、小学校は保健室等で対応されているということですね。

(2)番として、次にそれらの児童生徒を教育委員会ではどのように把握されているか。現状でどのぐらいの相談が寄せられているかについてお伺いします。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 牛久市では、累積で10日以上欠席した児童生徒数については、欠席の日数、欠席の主な要因、学校以外で連携した施設、欠席が連続した場合、家庭訪問や電話連絡をした回数や本人に会った回数などを、毎月各学校から教育委員会に報告してもらっています。それにより市内の児童生徒の欠席状況を把握し、学校と連携を図っています。また、指導課担当ときぼうの広場職員が各学校を訪問し、不登校や別室登校の子供の様子について聞き取りを行っています。

欠席や別室登校の理由は一人一人異なり、多様化、複雑化しています。例えば家庭の教育力が低く、生活環境が乱れている、親が精神的に不安定等、家庭に要因がある子、担任や友達との関係に悩んでいる子、人とのコミュニケーションが苦手だったり、感覚が過敏で集団での生活に困難を感じたりする子、自分の趣味、特技を伸ばすことを優先して、学校に行く意義を感じていない子など様々な事由があります。また、無気力や漠然とした不安等、理由が明確でない子もいます。

教育委員会では、各学校の児童生徒の状況を把握することで、学校が一人一人に適切に支援

できるよう、状況に応じて市役所のこども家庭課や社会福祉課、きぼうの広場や児童相談所など、学校以外の関係機関につなぐことも助言しています。

その中の一つとして、牛久市には、教育センターきぼうの広場があります。きぼうの広場では教育相談を行っており、毎年保護者から多くの相談があります。昨年度は1,560件、今年度は7月までで460件相談がありました。そのうち335件は不登校に関する相談です。学校等の関連機関とのケース会議は97件あり、不登校は25件です。

相談の内容には、本人の特性により集団になじめない、進級などの環境の変化によってモチベーションを持つことが難しくなった、先生の指導に過敏に反応し教室での生活が満たされないなど、学校生活に起因した悩みが多い傾向にあります。ここでの相談をきっかけに、適応指導教室等の利用につなげたり、学校と連携した支援につなげたりしています。また、発達に課題がある相談についても継続して教育相談を実施し、学校とも連携しながら子供と保護者の困り感に寄り添った支援を行っています。

このように、きぼうの広場と学校の連携を通して、不登校児童生徒とその保護者を支えるとともに、発達に課題のある子供などの学校への不適応を防ぐことで、不登校の未然防止にも努めています。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 加川裕美議員。

**○12番 加川裕美 議員** 教育委員会は、毎日学校と連携し、生徒の状態を把握されているということを確認いたしました。また、きぼうの広場では、昨年度は1,560件、今年度時点では460件もの声が寄せられている。それらの声に寄り添いながら、支援につなげていくためには、より多くの居場所と機会が必要であると考えます。

現在、市では学校以外の場所にどのようなものがあり、そのサポート体制はどのようなになっているかお伺いします。

**○杉森弘之 議長** 染谷郁夫教育長。

**○染谷郁夫 教育長** 居場所となっている学校以外の施設では、民間のフリースクールがあります。現在9名が利用しています。また、市では教育センターきぼうの広場や中央図書館があります。中央図書館は2名が利用しています。

利用ケースですが、図書館の学習室を利用する生徒がいました。この生徒は、まず受付に行き、来館したことを図書館スタッフに伝えてから学習室で勉強していました。きぼうの広場も利用していましたが、適応指導教室ではなく個別対応での利用でしたので、広場で対応できる時間は限られていました。そこで広場のスタッフと相談し、図書館に協力を依頼したケースです。この生徒は折り紙が好きで、図書館の入り口付近にある本棚には本人が作った作品が現在

も飾られています。また、学校から図書館へ依頼したケースもありました。人と関わることは苦手だが、本は好きという生徒の支援として、人と関わる練習の場に図書館を利用していました。来館時に図書館スタッフに読書カードを提出し、それをきっかけに少し会話をしていくというものでした。このように、中央図書館でもきぼうの広場や学校と連携した居場所づくりに取り組んでいます。

きぼうの広場の利用者については、7月は教育相談での利用が32名、適応指導教室の利用が8名です。

きぼうの広場では、臨床心理士や公認心理士、言語聴覚士、教員免許等の資格を持っている専門職員が子供や保護者の心の悩みに寄り添って、今後の自立のためのプランを作成したり、自立のための学習や教育相談をしたりしています。学校と連携し、不登校の解消や児童生徒の社会的自立を支援しているので、ニーズは大変高い状況にあります。

子供たちの支援を充実させるためにも、臨床心理士やスクールソーシャルワークの専門家の充実を図りたいところですが、社会福祉士であるスクールソーシャルワーカーが昨年度退職し、残念ながら現在も見つからない状況にあります。また、臨床心理の専門家の募集をかけていますが、見つからない状況にあります。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 加川裕美議員。

**○12番 加川裕美 議員** 教育センターのきぼうの広場をはじめ、民間のフリースクール、中央図書館との連携についてお伺いしました。図書館登校も出席扱いになるということですが、これはいきなり行くのではなく、学校や広場を通して対象の子供とつなげていただければ、登校として可能になるということですね。

広場には、社会福祉士、ソーシャルワーカーが空席であるということですが、現在はどうのように対応されているか。また、専門性を持つ人材確保が急がれる今、優れた有資格者を民間から募り、連携していく方向はいかがでしょうか。例えば東大阪市では、社会福祉協議会や施設と連携し、おおむね2つの中学校区に1名という割合でソーシャルワーカーを配置しています。公民連携を図ることで、より迅速で細やかな対応ができるのではと考えますが、いかがですか。

**○杉森弘之 議長** 染谷郁夫教育長。

**○染谷郁夫 教育長** 社会福祉士については、年に数回県のスクールソーシャルワーカーを利用しています。こども家庭課とも連携し、県のシステムを使いながら対応しているところです。実際には、身近にスクールソーシャルワーカーがいれば対応してほしい事例は多分にあると考えますが、自分から援助を求めるために手を挙げる家庭は少ない状況です。

また、きぼうの広場でもニーズに応えるためには専門職の増員が欲しいところです。しかし、

御説明したように、必要とする専門の力を確保するのは、応募者がいないため難しい現状にあります。様々な人材の確保については、民間と連携する方法を検討していくことも考えられます。協力可能な方を募り、対応時に謝礼金を支払う方法など、より広い視野で様々な方法を検討していきたいと思っています。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 ぜひソーシャルワーカー確保に向け、様々な方向から御検討いただければと考えます。

次に、居場所としてお話しいただいたそれぞれの場所について、成果と課題をお示してください。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 子供たちの安心できる居場所として成果を上げている例としては、先ほど挙げた中学校の別室があります。県から加配措置でいただいた不登校支援担当の教員が、教室運営の中心になっている学校があります。

スクールアシスタントを計画的に配置し、いつでも生徒を受け入れる温かい環境づくりを心がけています。個に応じた学習計画を作成したり、意図的に担任や友達につないだりしたことによって登校回数が増えたり、在籍している教室に入ることができたりする不登校生徒が増えています。

また、不登校生徒が多い学校には週に1回、課題を解決するためには、自宅の近くに居場所となるスペースがあったり夕方や夜に活動できる場があったりすることが望まれます。しかし、そのためには、学校の教員やさぼりの広場の職員だけで対応するには限界があるのだと感じている状況です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 広場やルームそれぞれについて、メリットとデメリットがあるということをお伺いしました。

私が一番感じているのが、個に応じた学習計画ということです。例えば、クラスになじめず不登校になってしまった子の中に外国人のお子さんがいらっしゃいました。その子は十分に基礎学力がございましたが、母国語である英語やポルトガル語での授業が受けられないため、全く日本の掛け算についていけず、私が掛け算ではなく、例えば2掛ける2を「two by two」と説明しましたら、すぐ4という答えが出た。この子は学習遅延ではなく、語学力の不足による学習遅滞という状態に陥っていると考えられました。個に応じた学習計画、大変必要かと思います。

また、広場に通ってきていても、個々に大人が対応してくれるうちは楽しく通っているが、



いざ小集団に移行するとなると急にいきづらくなる、こういった声が聞かれました。

また、保護者等の都合ですぐ連れていけないということもあり、自宅から通いやすい場所が求められているということも伺いました。

私が伺った幾つかの不登校児童生徒の家庭には、保護者が広場やフリースクールの送迎のため、仕事を辞め、ずっと自宅で待機しているという事例が少なくありません。また、広場では学習の時間があるが、フリースクールではその性格上、学ぶことなく日々を送っている様子が不安であるという方もいます。今後の取組についてのお考えをお伺いします。

**○杉森弘之 議長** 染谷郁夫教育長。

**○染谷郁夫 教育長** 牛久市では、子供たち一人一人の学びを保障して幸せにしていきたいと学校づくりに取り組んでいます。しかし、学校に行けない理由が不明なまま、どこにもつながれずに家庭にいる子供たちもいます。行きたいときに行きたい場所が選べるように居場所の選択肢が広がると、家庭で過ごしている子供たちやその保護者の心の負担も減らすことができると考えます。子供たちの人生を考えると、少しでも早く支援を広げていく必要があります。

そのためには、学校や教育委員会だけでは限界があり、地域や民間の力が必要だと考えます。これは全国的に求められている動きでもあります。茨城県内の市町村では、学習したり、自由に過ごしたりできる居場所として、市が居場所を設置し民間事業者に運営を委託している市があります。また、NPOがフリースクールを立ち上げた市もあります。

そこで牛久市では、今までの支援を見直し、さらに適切な支援を実施していくために、現在不登校の児童生徒の家庭を対象にアンケートを実施し、どのような支援が必要なのか等を調査しています。悩んでいる子供たちや保護者の声を基に、不登校児童生徒の解消につなげていきたいと考えています。

また、昼間だけでなく夕方や夜に利用できたり、複数あって自宅から行きやすい場所を選択できたりするなど、多様な居場所づくりに向けて、地域や民間の協力を得るためには、協力したださる方々に対して立ち上げるための補助も必要となります。牛久市でも、子供たちが幸せに過ごせる場が増えるよう、支援を検討していきたいと思います。

**○杉森弘之 議長** 加川裕美議員。

**○12番 加川裕美 議員** 子供たちが幸せに過ごせる場所、それが何より子供たちの救いになると考えます。また、夕方や夜といった時間差で学校支援、登校支援につなげるということも非常に有意義であると考えます。また、支援の見直しのためにアンケートで当事者の声を調査していただくということ、大変有効かと考えます。広場やルームにつながれない子供の多くは、自宅に一日中籠もっています。保護者としては、一歩でも外に出て、何かをするというよりは、まず社会に触れるということを望まれているようです。

最後に、3点お聞きします。

図書館のような自由度が高い場所として、現在工事中のリフレプラザのリモートスペースに、学生優先ブースといったものは考えられないでしょうか。

2点目、また、現在保護者全員が学校とつながっている専用のコミュニケーションアプリがあります。こちらは発信相手を絞り、相互通信も可能です。さきの質問の国際交流協会のプログラムなど、生徒の視野を広げ、モチベーションアップのきっかけとなるようなイベントを発信したり、逆に保護者から悩みをいただいたり、活用していくことは可能でしょうか。

3点目、最後に不登校の未然防止、早期把握ということで、今後の方向性、施策をお考えでしょうか。

**○杉森弘之 議長** 飯野喜行総務部長。

**○飯野喜行 総務部長** 整備をこれから進めていくリフレプラザに子供たちの学習スペースということですけれども、リフレプラザは現在2階にフリースペースと3階に有料スペースと2つ、現在計画を進めております。3階の有料スペースにはそれぞれ個別にブースを設けまして、例えば手元の照明とか電源を使えるような形で、ある程度の時間ゆっくりとリモートワーク、あるいは学習していただけるようなスペースの整備を進める予定です。その際に、実費としてある程度電気料ぐらいの100円、200円の時間で有料の形で貸出しを行っていきたいと考えております。その際に、学生の方だと例えば半額等の貸出しもどうかというのを現在検討中です。

同様に2階のフリースペース、市民窓口と同じスペースにも机、椅子、テーブル等を配置しまして、自由に使っていただけるスペースを設置していく予定でおります。できるだけ、学生、生徒も気軽に自由に使っていただけるような環境を整えていきたいと思っておりますので、ぜひそちらを御利用いただければと思います。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 染谷郁夫教育長。

**○染谷郁夫 教育長** 2点目のイベントなどターゲットを絞って発信したらどうかという御意見ですが、学校外の体験活動の場は、子供の学びのきっかけとなったり可能性を伸ばしたりするようなよい機会になると考えています。現在不登校になっている子供の中には、趣味や特技に取り組みながら様々な大会に出場するなどして過ごしている子供もいます。そのような子供たちにとって、イベントを含め多様な活動の場は、自分のよさを伸ばしたり、人とつながったりできる場にもなるので、情報を伝えることは大切だと考えています。

現在、市内小中義務教育学校では、コミュニケーションアプリを活用してお便りや連絡などの情報を保護者に発信しています。便利な一方、多くの情報が発信され、大切な情報を見落と

してしまうという御意見もあり、市でも学校へ依頼する情報を精選しています。

不登校の悩みを持つ保護者向けに情報を発信することや保護者からの声をいただきながら双方向のやり取りをすることは、とても意味のあることと思います。ただ、学校が保護者に流す様々なイベントなどの情報を十分に把握できるか、情報過多にならないかなど検討する部分もあると思いますので、今後も発信の方法を検討していきたいと思います。

3つ目に、不登校にしない、させないための方策ということですが、牛久市では不登校のきっかけは何が原因かを学校からアンケートを取りました。1位は不明、2位は家庭環境という状況でした。一方、国が不登校の児童、子供本人、保護者から取ったアンケートでは、小学校の1位は、先生と合わなかった、先生が怖かったであり、2位は体の不調です。中学校の1位は体の不調、2位は先生のことや授業が面白くないなどでした。市と国の結果に大きな開きがあるため、牛久市でも不登校になった子供や保護者に直接アンケートを実施して、実態を明らかにしていこうと思っています。その上で、もう一度教師の子供に対する人権意識の高まりや、魅力的な授業づくりをしながら、誰もが安心して学べる居場所となる学級や学校づくりを目指していきたいと思います。

また、特別支援の対象となる子供たちの生きにくさに寄り添うことや、不登校で悩んでいる家庭の支援体制づくりも必要になってくるかと思っています。不登校支援や未然防止は、学校だけでは限界があります。今後、どのような形で地域や民間と協働していけるか、さらに検討を進めていきたいと思っています。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 不登校未然防止の取組について、丁寧にお答えいただきました。

子供にはそれぞれの個性と可能性があります。時には、授業に生きがいを見いだせず、担任の先生とすれ違ってしまいうこともあります。私がここで大変残念に思うのは、不登校の1つの原因として、学校の先生が苦手で不登校になってしまうという例です。

ただいま業界で、X世代、Y世代、Z世代という表現がございますが、X世代はスーパーファミコンで育った40代から50代の世代、Y世代はプレイステーション全盛期の20代から30代の世代、Z世代が今まさに生徒児童の十代の世代です。彼らは、生まれたときからデジタルがテレビや家電のようにあり、それを自在に使いこなして生きてきました。言わばデジタルネイティブです。それに比べ、昭和世代の先生や私たちが彼らと対等にコミュニケーションを取ろうとすると、それはもう言葉が違うぐらい距離感を感じます。それ以前の方々は、もっともっと距離を感じてしまうに違いありません。私はもはや、先生は彼らに教えるのではなく、共に学ぶ必要があるのではないかと考えています。

ゲーム内通信やSNSが介在し、自宅から一歩も出なくても孤独感を感じないというのが、現在不明と言われている不登校のほとんどの子供たちに共通する要因です。私は、不登校の子供にお話を聞こうとして、まずは直接尋ねてみましたが、お母様が学校にも行けなくて、直接お話もできない状態なのですということなので、どうやったら話ができるかということをお小生の子供に尋ねました。そうしたら、フレンド申請がいいと。フレンド申請はどうやってやるのと聞きましたら、バトルロイヤルゲームの、100人が1つのフィールドに実際に会しているところで、今一番人気があるFナイトという、仮にそういう名前のゲームがあるのですが、100人が1つのフィールドで戦い、生き残った1人がウィナーとなるゲームです。これにほとんどの小学生、中学校の低学年の子が夢中になっていて、不登校になっているという現実がございます。

そこで、ある特定の人にコミュニケーションを取りたいためには、その子にフレンド申請をする。まず、その子がどういった状態でゲームに参加しているかということをお母様から聞いて、フレンド申請いたしました。最初は受け付けてもらえなかったのですけれども、一緒に戦っているうちにフレンド申請オーケーしていただきました。ただ、私は課金していないので野獣のようなキャラクターで、相手は男の子のはずなのにかわいい女の子と、こちらでチャットをすることになったのですが、そこで自分がなぜ学校に行きたくないか、行けないかを教えてくださいました。その子の答えだけが全てではないと思いますが、まず学校に行かない理由は、強制ではなくなったからだという一見分からないような回答でした。行かなくてもいいよとみんなが言うのであれば行かなくていい、そう言っていました。それから、大人と同じで、ゲームは一度はまると絶対抜けられない。例えば、今日負けても明日は勝てるかもしれない。もっと技を磨けば、明日はもっと今日よりも生き残れる確率があるかもしれない。そういったことで、どうしてもやめられないんだということをお聞きました。

それで、どうしたら学校に行けるかということをお聞きましたら、それはウィナーになってから考える。要は、最後の1人に自分がなったときに、その目的が達せられるかもしれないので、そうしたら学校に行ってみたいと。今フレンド申請のチャットの空間で解決にはなってはいないのですが、感染症で加速度的にバーチャル授業が発展しています。今、学校さえもメタバース、仮想空間となり、アバターと呼ばれる本人代わりの生徒が出席し、入学式や修学旅行が行われています。幾つかの自治体が先行で導入したことも把握しています。いじめもなく、出席も問われず、素顔をさらさない空間、しかしそれは現実ではありません。児童生徒の本来の居場所は、肉体と心がリアルに触れ合う学びの場だったはずで。

今必要なのは、楽しみにしていた全ての行事がなくなり、無気力になってしまった子供たちを理解し受け止めていく私たち大人の理解力、把握力なのです。学校や教室が一番の居場所と

なるよう共に考え、導いていただきますようお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。  
ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で、12番加川裕美議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時50分といたします。

午後1時44分休憩

---

午後1時53分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、13番北島 登議員。

〔13番北島 登議員登壇〕

○13番 北島 登 議員 改めまして、こんにちは。よろしくお願いします。日本共産党の北島 登です。質問通告に沿って一般質問を行います。

まず、業務委託契約についてです。

委託料請求控訴事件の裁判結果が出ました。今年6月30日に判決が言い渡され、1審判決が支持され、牛久市の敗訴となりました。この裁判について、なぜこのようなことが起こったのか、そしてこの裁判結果から何を教訓とし、今後の市政運営に生かしていくのかということについて質問します。

まず、敗訴の要因です。この裁判は、市が委託した運動公園等の管理業務において、571万円という過大な水道料金の増加が受託者である日本スポーツ振興協会の過失によるものとして委託料から相殺したことに対し、日本スポーツ振興協会がその支払いを求めて提訴した1審で市が敗訴したこと、そして市が控訴したという裁判でした。

市が主張したのは、受託者が50メートルプールに給水する配管の手動バルブを開けっ放しにしたことで過大な水量が流れたというものです。この主張は認められませんでした。そこには様々な要因があると考えられますが、市はどのように認識しているのか伺います。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 お答えします。

本訴訟は、平成28年度に牛久運動公園で過大に発生いたしました水道使用量による損害額について、運動公園の管理運営を委託しておりました事業者には責任があるとして牛久市が委託料から相殺したことは、客観的な根拠がなく認められないことから、委託業者が相殺金額とその遅延利息及び訴訟費用の支払いを求める訴えを水戸地方裁判所に提起したものであります。これに対しまして、牛久市は請求を棄却するよう求めておりました。

令和3年8月25日、第1審判決が言い渡され、市の主張が認められませんでしたので、令和3年9月に牛久市が東京高等裁判所に控訴いたしました。令和4年6月30日、控訴は棄却されました。

この訴訟において牛久市は、委託業者が本件委託業務契約上、毎日プール給水バルブの開閉について確認し、プール水の管理全般を行う義務があること、また仮に給水バルブを開けたのが業務日以外の日であったとしても、これらを閉める義務を負うこと。50メートルプールの手動バルブを開けた後、手動バルブの閉鎖について厳格に管理することなく開放したままにし、過大水量を発生させるに至ったと主張いたしました。

東京高等裁判所は、本件委託業務契約書のプール管理業務特記仕様書において、委託する業務内容はプール開放日における運営全般等の業務とされており、原則プール開放日として業務を行う日に限られるものと解するのが相当であり、自動バルブを用いてプール水の管理を行うべきことは記載されていないこと、市は委託業者がバルブを操作して50メートルプールの水の補給をすることがあることは知っていたが、これを禁止したり自動バルブを使用するよう指導することはしていなかった等の諸事情に照らせば、委託業者が自動バルブの運用を行っていなかったことをもって直ちに本件委託業務契約に違反するものとは認めませんでした。また、委託業者が手動バルブを開放し続け、かつ市職員が手動バルブの開放に注意を払わなかったとは容易に想定し難く、債務不履行があったことを認めることはできないとし、市の主張を認めませんでした。

プール管理を委託業者に委ねていたため、プール管理に関する主張立証を十分にできなかったこと、また本件委託業務契約の特記仕様書は、市が主張していたプール管理業務内容を十分に記載していなかったことが、今回の判決につながったものと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 おおむね判決文に沿った答弁でございました。

次に、委託業務仕様書についてですけれども、委託業務仕様書をずっと読みますと、通常ならば当然あるべき管理マニュアル、あるいは運転マニュアルというものが、どうも記載されていないようなのです。一般的には、委託内容、責任範囲等を明確にするために、運転の手順、日常点検、報告書の書式、そういったものが明確になって、業務の責任範囲を明確にした文書が必要です。こういう文書がなかったことが、1つ大きな問題ではないか。そういう運転マニュアル、あるいは管理マニュアルがあったかどうか、あるのかどうか、伺います。

○杉森弘之 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

詳細な運転マニュアルとしての指示書は作成しておりませんが、日々の業務確認をプール管理日報により管理していました。その内容としては、1時間ごとの天気、気温、50メートルプール、子供プール、陽だまり広場それぞれの水温、残留塩素濃度、日常清掃の有無、逆流回数、ヘアーキャッチャー清掃回数、入場者数、監視員への伝達事項、開園中の担当課への報告事項となっております。

一方で、業務委託契約書におけるプール管理業務特記仕様書の第5条第10項、各業務日の終業時には、必ず給排水設備、バルブ等及び電気設備の開閉確認を行うことが明記されていますが、プール管理日報でこの部分についての記載項目はありませんでした。

なお、水道メーターの日々の検針については、1か月に1回の県南水道企業団からの検針結果のみとなっております、日々のメーター検診については行っておりませんでした。

以上です。

**○杉森弘之 議長 北島 登議員。**

**○13番 北島 登 議員** マニュアルがなかったということで、日報による報告だけと。しかも、その日報による報告では、バルブの開閉について記載がないということなのですが、通常施設が完成すると、引渡しの際、完成図書が受注者から渡されます。その中には、図面とともに機器の取扱説明書も含まれます。

ここで思い出されるのは、4年ぐらい前だったと思いますけれども、プールの屋根を解体撤去するということになりました。そのときに、本当に解体撤去が妥当なのかどうか確認するために、図面、設計図、それから保守管理の資料を見せてほしいとお願いしましたが、驚くことに設計図自体がもうないと言われました。先ほど言いました施設の完成図書は非常に重要な書類でございます。その施設が存続する限り保管するというのが規定のはずなのです。ところが、それが全くなくて、見せていただいたのは鉄骨の加工組立てのための図面だけです。その図面も見て、状態、それから鉄骨の状態の検査、調査した写真等を見せていただきました。鉄骨もアーチ型の鉄骨のつなぎの部分が腐食して、ももとの設計耐力の2分の1以下になっているのではないかという判断ができるものでした。

結論としては、こういう状態になったのだから、解体もやむなしと私は思いましたけれども、こうなるまでになぜ保守管理をきちんとやってこなかったのか。例えば年に1回、目視ですつと状態を確認するだけで、塗装の状態、鉄骨にさびが浮いている状態は分かったはずですが。これは後ほど述べますが、国土交通省の建築保全業務共通仕様書というのは、鉄骨については年1回の点検を基準としています。ですから、そういう状態になる。減価償却期間がまだあと二、三年残っていたと思うのですが、通常は減価償却期間を1.5倍から2倍ぐらい持ちこたえるのが普通です。例えば東京タワー、毎年の点検をやって、そしてさびが浮いたところには適切

に防錆処理をする、15年ごとに全面的な塗り替えをする。吹きさらしで東京のような空気の悪いところでも、今まで1958年に建てた鉄塔が持ちこたえているのは、そういうメンテナンスがあったからですね。それと同じことまでしろとは言いませんけれども、点検すべきときに点検しておけば、大きな費用をかけることなく維持することはできたはずなのです。そういう点で、市の保守管理、そういったマニュアルさえないということは、大きな驚きです。

同時に、先ほど言いました完成図書、これは図面とともに工事中的重要な記録、検査記録等が全部ファイリングされて保存され、非常に量は膨大になりかさばるので、保存する場所がなかなか大変ですけれども、そういったことをきちっとやっていくということがない。施設があるのに、そういうものを処分してなくしてしまう。こういうずさんな管理が、今回のような問題を生んでいるのではないかと感じました。

先ほど言いました管理マニュアル、あるいは運転マニュアル、先ほど言った完成図書の中にある各機器の取扱説明書、これをファイリングして、その施設の使用条件に合わせた点検等について記載するだけで比較的簡単に作れるわけです。そういったことをやってこなかったというのは、そういうことが必要だと誰も感じなかったのかどうか。こういったマニュアルの作成がなぜされなかったのか、伺います。

○杉森弘之 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 ただいまの議員の御質問の部分であります。完成当時につきましては、当然そういったものがきちんと整備されていたものと思われま。しかしながら、その管理を行う現場にいる職員並びに業務委託に出したという安心感などから、そういったきちんとした管理についての部分が希薄になってしまったのではないかと感じているところです。

今回のこの件があって、確かに完成図面などがないということは本当にあり得ないと思ひ、こちらにつきましても現担当課長としては大変申し訳ないと感じているところでございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 もう一つは、系統ごとの水道メーターが設置されていないという問題です。あれだけの水量を使う、そして運動公園、上水の引き込み1本だけなのですが、4系統に分かれています。通常であれば、それぞれの系統ごと、あるいは建物、施設ごとにメーターを取り付けるのが当たり前と私も考えるのですが、なぜ個別メーターがなかったのか伺います。

○杉森弘之 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 牛久運動公園内の水道メーターは、プール、



野球場、多目的広場等の西側エリアに1つ、体育館、武道館側に1つの合計2か所となっています。それぞれプール側には120立方メートルの受水槽が、体育館側には17.8立方メートルの受水槽があり、そこへ流入する上水道管に設置されています。

また、牛久運動公園は、昭和56年に野球場と多目的広場が、昭和58年にはテニスコート7面、平成2年に50メートルプール、平成5年に体育館と徐々に施設が拡張され、供用が開始されていきました。このような経緯もあり、各施設ごとではなく、体育館を新設、供用する際に体育館側に1つということで、野球場側については1つのメーター設置となっていたものと思われまます。

結果論ではありますが、北島議員おっしゃるとおり、施設ごとにメーターがあり、確認作業が行われることで、明確な使用量を把握できたものと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 今の説明を聞きますと、水を最も多く使うのはプールなので、その系統1本でいって、ほかの部分についてはメーターをつけなかったのではという推測もされますけれども、各系統ごとの使用量、日々監視、あるいは毎日でなくても二、三日ごと、あるいは1週間ごと監視して記録しておけば、異常な使用量はすぐに発見できます。今回のような事態は避けられたのではないのでしょうか。

私、施設管理の仕事の経験ありますけれども、10棟近くの建物があり、毎日、電気、水、ガスについては各建物ごとに全てメーターがついており、そのメーターを全部確認、読み取って記録していました。これは、そういうことを毎日やる。あわせて、例えば水を大量に使うような工事や事情がはっきり出てきたと。あるいは、ガスや電気を大量に使うような工事が必要になってきたというような場合は、そういうことが起こる、いや、そういうことをやる事前と事後にもメーター確認して、日常的な使用と違う条件の下で正しく使われているかどうか確認できるようにしていました。こういう点でも、こういう記録を持つことによって漏水等の異常があればすぐに発見できます。気づきます。あわせて、こういう記録は使用量の確認だけでなく、省エネ対策の基礎資料にもなって、非常に重宝しました。

今回、委託業務の仕様書では、水の全般的管理という記載は確かにありました。ところが、その内容については触れていません。水質の管理、水量等の管理、どういうふうに行うのかについては記載がありませんでした。今回、個別メーターがなかったわけですから、親メーター、大本のメーターを読むだけでも、これほど大量の水の使用量、異常な使用量については、すぐに発見できたはずで。すぐに対処すれば、裁判になる前に明確な対処ができ、このような事態にならなかったと思うのですが、見解を伺います。

○杉森弘之 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 ただいま北島議員がおっしゃるとおり、メーターの確認というところが、プールに関する水全般の管理と、はっきりと何をする、何をするとという記載がなかった。それに加えて、先ほども答弁させていただきましたが、日報の中にもそういった部分が抜けていたということがありました。そういった部分をきちんと、施設を管理する者として当事者意識を持つことをしていれば、議員おっしゃるとおり、このようなことにはなっていなかったのではないかと考えているところです。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 この裁判の判決文を読んでいて、もう一つ驚いたことがあります。受託者の職員も、市の職員も、自動バルブの存在を知らなかったということです。自動バルブというのは、プールの水位が下がれば開き、満水になれば自動的に閉じるというものです。この自動バルブが作動するようになっていなかったことで、手動バルブによる開閉で水位の調整をしていたことが、今回の問題の1つの要因ではないか。先ほど述べた運転マニュアルがあれば、この自動バルブの存在は当然記載されているはずですが、こんな事態は避けられたはずですが、なぜこういった重要な設備機能があるものが知らされていなかったのか、非常に不思議に思うのですが、いかがでしょうか。

○杉森弘之 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 運動公園プールには、北島議員おっしゃるとおり、給水するための自動バルブと手動バルブがあり、通常であれば、自動バルブを使用することで、減水時に自動的に受水槽から水が補給され、一定水量に達することで自動的に給水を停止する仕組みとなっていました。

この自動バルブは、毎年開園前の最初の水張りを行う際に開き、その後については、通常であれば、閉園時までそのままになっているべきものでありました。プール管理業務の委託を始めた当初は、委託を受けた業者と市職員が委託契約に伴う内容確認を行い、バルブの存在についても必ず認識する機会があったと思われませんが、平成18年以降、何度か契約の更新はありましたが、結果として同一の業者への委託契約となっていたことから、今回の事件発生当時、施設の運用その他特段の打合せを行うことはありませんでした。そのため、事件発生当時の担当としては、自動バルブの存在、操作方法について、委託業者へ任せきりとなってしまう、また前任者からの引継ぎも十分に行われなかったこと、これらの結果、その存在、操作方法について認識がされていなかったものと考えられます。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 ただいまの答弁、確かに一つは業者任せ、もう一つは引継ぎの際にその存在が繋がれなかった。これは引継ぎ、普通私も引継ぎとかそういうことはよくやったのですが、口頭で人の記憶に頼る引継ぎなんていうのはあり得ませんよね。必要な資料や文書、それを添えて説明して引継ぎとなるわけで、先ほどから何回も言っているマニュアルがあれば、その中身を、重要な問題、重要な点を説明する、そして読んでもらう、それだけでこういうことにはならないわけですよ。ですから、ここで心配するのは、これはただ今回のプールの問題だけではないだろうと感じています。

今後の取組として、ほかの委託契約、仕様書、これを全て見直す必要があるのではないかと。牛久市には庁舎をはじめ、学校、生涯学習センター、その他いろいろ多くの施設が市内にあります。これらの管理、保守管理、運営管理、どうなっているのか。今回の裁判から学ぶことは、契約内容、仕様書の見直し、そして委託契約の内容、それらで責任範囲が明確になっているかどうか。何をどういうふうにするか、きちんと手続論的にも決められているかどうか確認する必要があります。こういう見直しを全庁的に行うつもりがあるかどうか伺います。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 お答えいたします。

今後の取組といたしまして、ほかの委託契約の仕様書の見直しということですが、施設管理の仕様書につきましては、施設それぞれの仕様があるために、担当課が各施設に合った条件、内容で仕様書を作成しております。契約する前には各担当課が作成した仕様書を、契約検査課において確認、修正等を行い、契約を締結しております。施設の管理と運営が伴った業務委託は、牛久市においてはまれな契約となっておりますが、プール管理業務の中でバルブ等の給排水設備の具体的な管理方法やプール開放日以外の管理が不明確だったことを踏まえまして、他の施設管理の契約においても、仕様書に記載する管理業務の範囲や適正な業務期間の設定など、各施設管理の仕様書見直しを担当課に求めまして、今後は各案件に即した明確な仕様書の作成に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 そこで、各担当課に任せている施設の使い方とか、そういったもので、やっぱり専門的な知識が必要なわけですが、それを専門的な知識のない職員がやれば、穴がいっぱい空いたものになります。私は、今ある契約書、それから仕様書の見直しをちゃんとやって、次回の契約まで待たずに仕様書の変更が必要ではないかと考えています。その際、専門知識を持ったコンサル、外部の民間企業、そういったコンサルに依頼することも含めて必

要ではないかと。多少お金はかかりますが、無駄な出費を防ぐための費用だと捉えて、ぜひやってほしいと思います。

保守管理については、先ほど言いました国土交通省が建築保全業務共通仕様書というのを作成しています。これは国交省のホームページからダウンロードできます。二百八十数ページにわたって、建物の種類、そこの施設の種類、どういう設備があるか、電気、機械、そのほかもろもろ非常に細かく丁寧に作られた共通仕様書となっています。これは国の官庁営繕の共通仕様書として多くのところで参考にされ、利用されています。そういうものも参考にして、市でも各課に任せるのではなくて、共通仕様書、例えば先ほど言いましたようにメーターの点検は必ずやると。ですから、学校とか施設の使用状況によって、その間隔をどれだけにするかとか、その特徴に合わせてアレンジするだけで、比較的分かりやすいのですよね。そういう共通仕様書を作るつもりがあるかどうか、伺います。

**○杉森弘之 議長** 飯野喜行総務部長。

**○飯野喜行 総務部長** 市の様々な業務委託契約につきましては、業務の種類、あるいはその内容によって膨大な量になりますので、外部の検査、確認というのは今のところ考えておりません。その代わり、契約検査課に熟練した職員がおりますので、先ほどお話ししたように、現在の実際の業務の内容と契約の際に使う仕様書が合っているかどうか、そういったものをきちんと担当課で確認していく。単年度契約の場合には、それぞれ毎年同じような業務、仕様書をそのまま使っていないかどうか。業務が若干変わった場合には、仕様書を適切に変更していく確認をする、そういったものが非常に大切だと思いますので、そういったものを踏まえて、業務内容を一番知っている担当課がその仕様書を作成するのは当然だと思っていますので、その内容を契約検査課で十分に確認する。そういったことで業務内容と仕様書がきちんと合うような形に努めていきたいと思います。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 根本洋治市長。

**○根本洋治 市長** このような管理者、業務委託している業者、そして私たちでございますけれども、その中にはその場所場所によって、業者の皆さんと市役所の私たち、やっぱりこういうことだといういろんなコミュニケーション、いろんなことを言える、指摘できる、そういうしっかりした環境をつくることがあったならば、ここまで大きな問題にならなかったのかなど私は思っております。ですから、今後においては、こういう現場、現場いろいろございます。しっかりとした業者とともに、私たち職員がしっかりと指摘できる、そしていろんなことを話せる、やっぱり業者選びというのは大切であります。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 市長のおっしゃったことは非常に大事なことだと思いますが、市も含めて役所の仕事というのは口ではなくて文書で交わされると。それが全部記録として残るからこそ後から検証できるわけです。口だけでコミュニケーション、もちろん非常に大切に、人間関係も含めて仕事をきちんとやれるようになる上でも大切ですが、そういう記録、何を残すべきかということがちゃんとしていない。

担当部署を責めるわけではありませんが、先ほどの総務部長の答弁の中で、経験豊かな職員がチェックすると。しかし、このプールの委託契約、そこをすり抜けているわけですよね、現実には。ほかにそういうことがないかチェックする必要があるのではないかと私は申し上げているのです。その点についてどう思うか、お答え願います。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 今回の過大水量の事案につきましては、NPO側、受託業者側に複数年契約で契約していたものであります。最後には5年にわたる契約ということで、その間契約の中身、仕様書についてチェックがなされていなかった、そういうことがありますので、単年度もそうですけれども、複数年にまたがる契約はできるだけ短く、あるいは内容確認、現在の担当職員は熟練して、前の体制とは違いますので、そのところを十分に確認しながら仕様書の中身をチェックしていく、それに努めていきたいと思っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 ぜひ厳格な対処をお願いしたいと思います。

そして、先ほども申しました共通仕様書についてですが、それぞれの担当課で細かい部分も含めて全部仕様書を作るというのは大変です。ともすれば、業者に頼ることになるケースが多いということは、皆さんも御承知のことだと思うのですが、私が言っているのは、共通仕様書を作ることによって、共通部分はそのままでいいわけです。そして、その施設ごとの特徴、条件、その部分だけを特記仕様の形で作ることで、全体の労力を少なくすることが可能になります。こういう提案です。そうすることで、統一的な規格基準の下に全ての部署がその施設、それに合わせた特記仕様書を作ることで、一つ完結するわけです。そうすると、このような事態に陥らず、様々な記録、資料から裁判の行方は大きく変わる。先ほども言いましたけれども、裁判にまで至るような事態は避けられるということです。そういうことをぜひ検討してほしいということをお願いしまして、次の質問に移ります。

次の質問は、第三者への損害賠償についてです。今回の裁判は、第三者への損害賠償とかそういうものではありません。そして、牛久市では幸いにして第三者への損害を与えた大きな、

重大な事故や事件はこれまで起きていないようなのですが、しかしこれから将来については十分にあり得ることです。ここでも問題になるのは、そういう事態が起こったとき、責任の所在が曖昧であってはどのようなわけですね。今度のプールの委託業務の中でも、受託者は損害賠償保険に加入するということが仕様書の中で書かれています。第三者への損害は受託者の責任なのかどうか。責任の範囲が不明確であれば、保険に入っているとしても保険会社はうちの契約した人の責任ではないと言われますよね。そして、保険金が払ってもらえない、そういう事態は十分考えられます。あるいは、交通事故でよくある責任の割合がどれだけかということが論争になったりします。そういう上でも、今までずっと度々言っていたように、仕様書、それに付随するマニュアル等で責任の範囲を明確にすべき、そういう必要があるわけです。この点について見解を伺います。

○杉森弘之 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 第三者への賠償ということは、先ほど議員からもありましたように、特記仕様書内に賠償責任保険に加入することとは明記されていたものの、事故発生時の原因、その責任の所在についての明確な記載はありませんでした。

今回のような施設管理業務委託の場合、重大な事故から軽微な事故まで様々なことが起こり得ることは容易に想定されますので、今後仕様書を作成する際には、特記仕様書の中でその部分をうたうのか、もしくは共通事項でうたうのか、そういった部分につきまして、現場にいる職員のみならず、専門家へのヒアリングを行うなど、管理者として責任の所在をはっきりと明記した形にしていきたい、責任をしっかりと果たしていきたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 このような事件を通しまして、もう一度様々な保険もしっかり見直して、今それぞれの環境に合ったものの支払い方というのをちょっと研究しなければいけないと私も思っています。

あともう一つ、こんなことを言ったら失礼かもしれませんが、このような中で、このような事業者に任せて、プールで人身事故が起きなかったということが、私は幸いだったのかな。こういうことがあってはいけないのですけれども、でもこのようなずさんな管理をしている業者の中であると、やはり業者であっても、結局牛久市の責任でございます。そういうことが私の大きな教訓だったのかなということで、これからしっかりとそういう、これからの対応、保険金も、保険金まで含めて、またそれもおかしな話ですけれども、様々なこれからの事故、災害等に対して、しっかりともう一度確かめる必要があると私は思っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 第三者損賠については、今回のようなプール、多くの市民が利用するもの、あるいは学校の施設管理、保守管理等についてもきちんとやっておくべきだと思いますので、よろしくをお願いします。

次の質問に移ります。牛久運動広場の運営、設備の改善についてです。

運動広場は、スポーツを楽しむことはもちろん、健康維持のために高齢者が多く利用しています。運動広場の現状を見ると、こうした利用者の希望に十分応えているとは思えません。

まず一つは、利用者から利用時間の延長の声が多く上がっています。現在の利用時間は9時から21時までですが、冬の12月から3月は9時から17時までの利用。これを、通年21時までにしてほしいという要望が寄せられています。ともすれば、冬の時期は寒さから外で運動することが少なくなる傾向があります。市民の健康維持増進のためにも、夜間利用できるようにすべきと思います。テニスコートは照明設備がないのですぐにはできません。しかし、多目的広場、弓道場はできるのではないのでしょうか。この点について伺います。

○杉森弘之 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 牛久運動広場の利用時間について、テニスコートはナイター照明がないため1年を通して9時から17時まで、多目的広場と弓道場につきましては、4月から11月までは21時まで、12月から3月は17時までの利用時間としております。

牛久運動広場における冬場の利用時間帯の延長につきましては、議員おっしゃるとおり、照明のない屋外施設は物理的に不可能ですが、屋内施設である弓道場、照明灯のある多目的広場については、検討の余地が残されているとは思いますが、しかし、利用時間帯を延長するためには、施設管理に伴う費用負担が増加します。それら延長に係る経費と利用者数の見込み等を勘案しながら、費用対効果等について検証し、検討していくことが必要であると考えています。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 何か商売人のお答えみたいで、結局は金かと言いたくなりますけれども、確かに費用負担についてはちゃんと検討する必要がありますけれども、2時間延長することでどの程度の費用が発生するのか。どうでしょうか。そういう試算はしていますでしょうか。

○杉森弘之 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 再度の御質問にお答えいたします。

施設管理の部分につきましては、現状12月から3月までということで、2時間延長した場

合、人件費につきましては、細かい計上はしていませんが、そこまで大きな金額になるということはないかと思います。ただ、電気料などにつきましても当然計上して考えていかなければならない部分に上がってくるかと思うので、その部分も加味しながら検討していきたいと考えているところです。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 そういったことも含めて前向きな検討をぜひ行ってください。

それから、次に更衣室、トイレについてです。私も何年かぶりで管理棟の中に入りまして、ひどいなと思いました。壁のビニールクロスはべろんと剥がれて、そのまま放置されている。便所も、大便器は和式で、今どきちょっと子供たちや、私、足が悪いのでしゃがむのが苦手で、すから、とても使えない。高齢者でも、膝が悪いとか、足がちょっとという人は、これでは使えないなと思いました。

この運動広場、中学校だとか各種の大会なんかでも使われて、近隣の市町村の人たちも来るわけです。牛久市ってこんなことされると非常に恥ずかしい思いをしますよね。ぜひこれは気持ちよく使えるように何とかしてほしい。洋便器に替える。剥がれたクロスはきちんと張り替える。そして、床の汚れ、そのほか天井も大分すすけた感じがしましたけれども、そういった汚れもきちんと落とすというふうにやってほしいのですが、どうでしょうか。

○杉森弘之 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 牛久運動広場の更衣室や和式トイレのある事務棟については、供用開始した平成2年度以来、改修が行われておらず、当時のままの状態となっており、改修、整備についての必要性は承知しているところでございます。

市の公共施設につきましては、牛久市公共施設等総合管理計画の中で、整備・改修の必要性の有無などを検討しながら、順次進めているところです。

牛久運動広場事務棟の和式トイレからの洋式化、剥がれている更衣室前の壁紙の補修などの改修につきましては、数年前より利用される市民の皆様や市議会議員の皆様からも御要望をいただいているところでございます。先ほど申し上げました総合管理計画の中で、きちんとこちらから改修について必要性を訴えていきたいと思っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 もうなるべく早くお願いします。

それから、次にテニスコートの問題です。2面あるテニスコートは、ハードコートでコンクリートのたたきですね。コンクリートで固められて、その上塗装でコートのラインとか色分け



してあるコートです。しかし現状は、そのコンクリートがあちこちひび割れています。大きなひび割れは4センチ近くの幅が入って、それをモルタルで補修しています。なかなかお金がなくて、きちんとした仕事ができないのかなと思いましたが、コンクリートに塗装しただけのコートでは膝への負担が多い、特に高齢者にはつらいものがあります。コートをコンクリートの上にクッション性を高めるゴムなどでコーティングする、これはよくやられる手法で、あちこちのハードコートではそういうふうになっていますけれども、あるいはもう人工芝に替える。ハードコート、コンクリートのコートは、牛久市内では牛久運動広場1か所です。ほかは全部土あるいは人工芝、そういったものに変えられていますけれども、ぜひ牛久運動広場のコートもほかのコート並みにしてほしいということです。こういう改修を行う考えがあるか、伺います。

○杉森弘之 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 牛久運動広場のテニスコートは、多目的広場供用開始から遅れること5年、平成7年より供用が開始され、多くの利用者の方に使っていたいております。

市内のテニスコートは、平成22年に牛久運動公園テニスコート10面、奥野運動広場2面が、ハードコートから人工芝のコートに改修されています。平成20年にこの改修に向けてテニスコート施設利用者意見調査委員会が設置され、ハードコートから人工芝コートへの改修について、利用者の意見などを参考にしながら、どこのテニスコートを改修すべきであるかについて検討を行い、改修するテニスコートを決定した経緯がございます。その委員会において、牛久運動広場テニスコートは、平成19年に一部補修を行っていたということもあり、現状維持、ハードコートのままとという判断になり、現在までその状況が続いております。当時から年月もたち、施設の状況も変化しており、議員おっしゃるとおり、安全面などからも、施設としての改修も検討しなければなりません。

市の公共施設の改修につきましては、先ほど申し上げた牛久市公共施設等総合管理計画の中で順次検討してまいりますので、牛久運動広場のテニスコートについても、今後検討課題として挙げていきたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 検討、いつまでに答えが出るかまでは聞かないでおきましょう。

あと、テニスコートに関してもう一つの問題は、フェンスの問題です。フェンスの高さがちょっと低い。ちょっと大きなバウンド、高いボールを打つと、簡単にフェンスを越えてしまいます。この前見に行ったとき、30分ぐらい見ていたのですが、その中でも1回フェンスを越

えたということがありました。道路側へボールが越えても、大きな事故が起こるような交通量があるわけでもなく、何でもないので、ちょっと困っていると現地の利用者が言っていたのは、隣の弓道場にボールが飛び込んでしまう、これは何とかしてほしいと。これは弓道場側から見れば、弓道やっている最中にボールが飛び込んでくれば、乱されますよね。そのところ、せめてこの部分だけでもフェンスを継ぎ足しなりして高くすることができないか。

フェンスに関してはもう一つ、これは非常に難しく、僕も大変だろうなどは思うのですが、テニスコートが、道路の曲面によって、外周のフェンスがくの字に折れ曲がっている部分があるのです。その部分にちょうどテニスコートがあるのですが、こういう形でフェンスが張られていて、その部分、非常にコートの後ろが狭くなっている。ゲームに夢中になっていて、その支柱にぶつかった人がおると聞きましたけれども、これを何とかしてくれると物すごくありがたいです。

お願いばかりになりますけれども、最後のお願い、高齢者への使用料金、これを何とか割引していただけないかということです。ある利用者からメールが届きました。ちょっとその一部を紹介しますと、リタイア後、老後の健康管理と楽しみの趣味として弓道を始めました。弓道を始めて間もないので、ほぼ毎日牛久運動広場の弓道場をお借りして修練しております。そのときの使用料金が2時間で340円です。1か月になると7,000円近くになりますとあります。この340円というのは、団体ではなく個人利用する際の料金ですが、経済的な負担が大きいことを訴えています。障害者には減額の制度があるのですが、高齢者にも健康増進のため、同様の減額、割引をできないかどうか。先ほどのテニスコートの質問と併せて、どうか伺います。

**○杉森弘之 議長** 根本洋治市長。

**○根本洋治 市長** テニス場なのですが、牛久運動広場、あそこは弓道場が脇にありまして、もう相当年数もたっています、ああいう造り方は、運動広場、それから奥野運動広場にも2面ございます。あそこでその施設を維持するのは、私は難しい。全て。でしたら、テニス場はテニス場で1か所にまとめたほうが合理的な管理ができるし、フェンスの件もございます。ですから、私はもうあそこではなくて、違う場所のほうが良いと思っています。

あと、先ほど高齢者の方の使用料の免除でございます。割引ですか、私はやはり高い、安い、ございましょうが、基本的には受益者負担と。これはやっぱり市の施設を造った、そしていろんな経費もかかったわけですから、私は多少の負担は頂いてもいいのかなという気もします。

ただ、その反面、75歳以上になったら、牛久市の施設は時間によっては無料にする。時間というのは、例えば日曜日とか混む時間はちょっと難しいけれども、でもほかの時間によっては無料でもあっていいよという話はいいのかなと思います。

私は約10年前、北海道に行きまして、プールを視察してまいりました。そこは無料でした。無料というか、プールで高齢者の方が朝から、温水プールになるのですが、でも考えたら、館長が言っていました。医療費とこの維持費を考えたら、医療費が安いという話を聞きました。そういう面を考えると、私は全て無料というのもございますけれども、でもある反面では受益者負担というのを私は考えながら、これから様々な施設料金に対しては対応していきたいと思っております。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 市長の答弁、非常にありがたく思います。もう混まない時間帯、75歳が妥当かどうか検討は必要だと思いますけれども、時間帯によっては無料でもいいのではないかという、ぜひこのことは実現してほしいということをお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で、13番北島 登議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は15時ちょうどといたします。

午後2時55分休憩

---

午後3時03分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、21番遠藤憲子議員。

〔21番遠藤憲子議員登壇〕

○21番 遠藤憲子 議員 日本共産党の遠藤憲子でございます。通告順に従いまして、一般質問を行います。

今回は、公立幼稚園、そして学校給食の無償化についてお尋ねいたします。

初めに、公立幼稚園についてです。公立幼稚園の役割について質問いたします。

支援が必要な子供や家庭教育など援助が必要な保護者たちのセーフティーネットとして、公立幼稚園が幼児教育に関わることは重要と考えます。若い世代が多い地域や子供が少ない地域、そしてそれぞれ住んでいる地域には特徴がございます。公立幼稚園の役割の一つには、保護者同士が子育ての経験を共有しながら、子供たちは他の子供たちと関わり合いをしながら、子供だけでなく親も育てていく、このことが重要な一つではないでしょうか。

また、公立幼稚園には通園バスはありませんが、自転車や徒歩で通える幼稚園ということで、子供と共に過ごしたい、このように考える保護者たちの要求にも応えることができていると思います。公立幼稚園の役割は何か、お尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 教育委員会では、公立幼稚園の役割として、次のようなことを考えています。

まず1つは、支援を必要とする子どもの幼児教育を受ける最終的な受皿としての役割です。現在、公立幼稚園でお預かりしている園児の約3割が支援を必要とする子供です。他の幼児教育施設で入園が難しいケースにおいて、公立幼稚園で受け入れし、幼児教育で重要な就学までの2年間の保育を実施しております。このことは、本市の一人残らず質の高い学びを保障する学校づくりの基本理念に基づく、就学前児童の幼児教育の機会を保障する機能が果たされていると考えております。

2つ目は、牛久市の幼児教育のモデルとしての役割です。公立・私立を問わず、幼児教育施設の保育者の継続的な育成や、保護者の悩み相談に対応するための中心的な機関としての役割を担うべきであると考えております。令和2年度からは、茨城大学教職大学院と連携し、公立幼稚園を会場として、市内の私立幼児教育施設の保護者も参加可能な座談会の開催や、保幼小接続事業として、市内の幼児教育施設の保育者や小学校の教員を対象とした授業モデルを示しながらの研修を実施し、幼児教育の重要性を啓発しています。

今後とも市内の幼児教育の向上に向け、幼児教育センター事業の充実に努めてまいります。

また、公立幼稚園の特徴としては、園と保護者の関わりが強く、特に第二幼稚園では家庭的でよい雰囲気の中で、園児だけでなく保護者も園と一緒に成長していくことが考えられます。その意味では、地域や保護者との関わりは、第二幼稚園の魅力を高めていると思います。

一方で、やはり園児数減少による園の幼児教育への影響、園児へのデメリットなどを比較検討した結果、統合の結論に至ったものです。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今、公立幼稚園の役割の中で統合ということも出てまいりました。その問題については、後で質問する予定です。

再質問として、今公立幼稚園を担当する先生たち、地方公務員ということでございます。継続して勤務できるということが、教育の継続性ということからも大変重要と思います。私立とは違って、やはり教育の継続性、この観点から公立の役割について、もう少し詳しくお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 公立幼稚園の幼稚園教諭は、私立と比べると公務員ということもあり、比較的長年継続して働いており、支援が必要なお子さんに接したり、

様々な保護者とも接する中で豊富な経験を蓄積していると感じております。実は、こういった部分が、保護者が感じる公立幼稚園の魅力でもあり、教育の継続性ということも保たれていると考えます。

公立幼稚園は、幼児教育のいい部分は継続しつつ、必要な部分は私立幼稚園や保育園などと一緒に、情報交換や研修など幼児教育センター事業として行うことで市内の幼児教育を少しずつ高めていくことができれば、これが公立幼稚園の役割であると考えております。

以上です。

**○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。**

**○21番 遠藤憲子 議員** 今回、園児数の減少ということで、第一幼稚園に統合という話が出てまいりました。

今、第二幼稚園の園児数の減少から始まっているということなのですが、園児数の減少については最近始まったわけではなく、2019年10月の幼児教育の無償化というところから想定されていたことではないかと考えます。私立の幼稚園でも、ほかの園との特色を出さないと、やはり自分の園のメリットを出さないと園児数が確保できない状況だと言われ、子供たちの幼稚園入園に対して様々な宣伝をされたと思います。

また、そういうときに牛久市はどういうふう考えていたのか。この間いろいろとお聞きしますと、新型コロナ感染のことで体験が実施できなかった、そういうことでコミュニケーションがなかなか取れなかった、このような理由をお聞きすることがございました。しかし、今はそういう体験だけではなくて、情報発信がやはり不足していたのではないかと考えます。ホームページや広報紙、こういう紙媒体ではなく、もっと若い世代に届くツールを活用しての対策は考えていたかどうか。以前、たしか公立は2園にすると結論づけたときの公立の優位性、このアピールはどうされたのかということです。結論としては、第一幼稚園に統合ということが今計画されていますが、もっと検討や考えられることがなかったのか。幼稚園というのは公的な施設であります。なくすことは慎重であるべきと考えます。影響と対策についてお尋ねいたします。

**○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。**

**○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長** 園児数の減少につきましては、少子化の流れの中で予想はされておりましたが、これまで公立幼稚園を選ぶ保護者は、私立とは別に一定数いると考えておりました。

近年の未就学児の人口と公立幼稚園への就園率を掛け合わせて見ると、令和7年度の4歳児は1園当たり10名を下回ってくると見込まれるため、再編を決定いたしました。園児数の減少に伴い、公立幼稚園の園児にとってのデメリットとして、公立幼稚園の教職員や市内の幼児

教育施設で園児の見取りをしている専門家から、次のようなことが挙げられました。

まずは、人数が少なくなることで優しく友達思いの子供が育つといわれる一方で、葛藤や争いの場面が少なくなることにより、競争心が育ちにくく、主体性、社会性を培うことが難しくなる可能性があるということです。さらに、小学校就学後、自分の思いどおりにならない場面に遭遇した際に、子供自身が課題に向き合う姿勢を取れるかどうかが不安要素であるということです。このような子供たちへの影響を解消し、なおかつ公立幼稚園の役割を果たしていくという考えから、公立幼稚園を令和6年度より現在の2園体制を再編し、1園体制で運営していく方針を決定いたしました。

統合後の園舎は、給食提供の利便性や園舎の築年数を考慮し、現在の第一幼稚園を利用していきます。現在、第二幼稚園への入園を検討している保護者の方の登園に関する影響を緩和するための対応といたしまして、当面の間の通園バスの運行を考えております。

また、これまでの2年保育を改め、3年保育を令和5年度より第一幼稚園で開始いたします。これは、保護者のニーズが高いことや、民間幼児教育施設では標準となっております3年保育を市としても行う必要があることから決定いたしました。

情報発信の部分につきましては、議員御指摘のとおり、公立幼稚園の魅力を分かりやすく伝えることの難しさから、どうしてもこれまで体験保育や在園児の保護者からの口伝えに頼る形となっていたことは否めません。3歳児保育も始まる中で、今後は様々な手法で発信していきたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今の御答弁の中で、人数が少ないことで、友達思いの子供が育つ一方、競争心が育ちにくい、主体性とか社会性を培うことが難しくなる可能性がある、このように言われましたが、これは一方的な見方ではないかと考えます。今から子供たちをこのように決めつける必要はございません。子供は、言葉がけや周りの環境によりまして、いろいろと変化します。そしてまた、集団で遊びの体験、そのことを通じて成長していくわけです。専門家であります先生たちが、子供のよさを伸ばしていくことが大事ではないでしょうか。

影響につきまして、市の説明はあくまでも子供の数が減ることが中心のようです。地域的には、ひたち野では若い世代が増えていると思います。反対に、牛久の地域は子供が減っていますが、それほど私は大きくは減らないというのを感じています。それは、各学校の人数によるものと思います。

さらに今、御説明でバス通園のことをおっしゃっていましたが、子供や保護者への説明というのは丁寧に実施されているのか。第一幼稚園へ通園することに当たりまして、第二幼稚園の

保護者から、遠くなることへの不安感を抱く方もいるのではないかと思います。また、3歳児、新たに募集をするということです。資料を見ますと定員は20名ということですが、希望者が多かった場合の対応などは考えているのかどうか、お尋ねいたします。

**○杉森弘之 議長** 川真田英行教育委員会次長。

**○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長** まず、園児数については、現在の年齢別の未就学児の数から推測し、このままだと令和7年度の4歳児が10名を下回ってきてしまう、1桁になってしまうということから、統合の決断をしております。

保護者の皆さんへの説明といたしましては、これまで7回行っておりまして、最近では8月23日に第二幼稚園、9月1日に第一幼稚園で保護者会を行いました。

第二幼稚園での保護者会では、通園に関する御質問もいただきましたが、一定期間バスを運行することで御理解をいただきました。時には、園での子供の様子を見るのに、バスに同乗してもよろしいですかなどの御質問も受け、柔軟に考えていきたいというようなお答えをしております。

3歳児の定員超過につきましては、これも御質問を受けましたが、やはりそこは定員として決める以上、それを上回った場合は抽せんなどの公平な方法で定員に収めるしかないということですので。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 根本洋治市長。

**○根本洋治 市長** 第二幼稚園の検討は、約3年前から、様々な角度から、3年保育どうかという話を私たちはしていました。しかし、コロナも多少影響あるのかなということもありますけれども、この状況でいくと第二幼稚園はちょっと運営が難しい。子供が少なくなると、いろんな影響するということがあります。それはいろんな捉え方でいいと思うのですが、でもそういう環境の中では正常な園の活動ができないということで、公共施設の幼稚園を残すことは私たちの大きな目標でしたが、これは園としての存続は無理だということで、こういう判断に至ったわけでございます。

ですから、子供を集めるいろんな方法がなかったのかと言われても、民間保育園、幼稚園とかいろいろございますので、ここはなかなか私たち、公立幼稚園に来てくださいということばかり言えない状況でございます。その状況で、こういう判断をしたところでございます。

**○杉森弘之 議長** 遠藤憲子議員。

**○21番 遠藤憲子 議員** 今、市長からも、以前から第二幼稚園については、運営の問題について、運営の問題ということは、やはり子供の数が少なくなっているということでの判断ではないかと思います。

今、次長からも、3歳児の定員数オーバーになった場合はどうするのかということでは、抽せんというような、公平性ということなのですが、第二幼稚園、それから第一幼稚園でも支援を要するお子さんたちが約3割ぐらい通っていらっしゃるということでは、やはり子供を、どこであっても支援の必要な子供、この方たちを受け入れるというのが一番最初の御説明であった公立の役割ではないかと思えます。こういう方たちが、例えば定員オーバーになったときに、支援の必要なお子さんは別枠で入園させるのか、それともそれ以外の方は抽せんなのか、いろいろとこの辺は検討を要することではないかと思えます。そういう場合の、受け入れた場合の対応ですね。当然職員人数も必要になります。体制についても必要となります。

それと、バス通園なのですが、またもや静岡県の認定こども園で、通園バスの中に3歳のお子さんが取り残されて、熱中症で亡くなるということが起きました。なぜこのような痛ましいことが繰り返されるのかということ。今、通園バスの問題では、たしかこれはキャンパスバスを利用するという以前の御説明だと思います。子供たちが乗る通園バスですね、このような、置き去りにするようなことが決してあってはならないというのは言うまでもありません。このバスの通園に当たりまして、牛久市ではどのような問題に注意しながらバスを運行されるのかということ、その辺をもう一度お尋ねしたいと思えます。

**○杉森弘之 議長** 川真田英行教育委員会次長。

**○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長** まず、先ほど3歳児の人数というところで申し上げたときに、私、抽せんなどの何らかの公平な手段でということでは申し上げましたので、支援の必要なお子さんの部分をどうするかなどもちょっと検討していきたいと考えております。

また、バスについては、今回ああいっただ痛ましい事故が起きているという、ああいっただ狭い車両で信じ難いのですが、今奥野にキャンパスバスで行っているバスについても、降りた段階で運転士が全部見回していただいています。当然忘れ物なんかもするものですから、今度幼稚園のバスとなれば小学生とは違いますので、当然運転士のほかに大人の同乗は必要であると考えておりますので、そういった中で安全確認は十分に行っていきたいと考えております。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 遠藤憲子議員。

**○21番 遠藤憲子 議員** そういふようなときに、20人などのことで、公平性ということではやっっていくということなのですが、今現在でも約3割という支援の必要なお子さんが、公立幼稚園に通っていらっしゃるというところでは、公立のほかの幼稚園では受け入れることができないお子さんを受け入れるというのが、やはり公立の役割としてあるわけですよね。そういう場合、3歳児の中にももしそういうお子さんが希望してきた場合、それは定員の中でどういふようなことで入園させるのかということ、どのように考えているのかもう一度伺います。



それと、そういう支援の必要なお子さん、例えば医療的ケア児などを受け入れる状況もあるのかどうか。そうなると、職員体制について必要な人数を確保しなければ当然できないと思いますが、その辺の考えを伺います。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 まず、先ほど来の答弁の中で、公立の役割の一つとして、支援の必要なお子さんを受け入れる役割があるということを申し上げておりますし、今現在3割ぐらいそういったお子さんが入ってきているという現状もあるかと思えます。そういったところを踏まえて、あとは公平性の観点から、きちんと説明がつく範囲で検討したいと考えております。詳細、具体的な手順については、現段階では検討中ということで御容赦いただきます。

医療的ケア児につきましては、かなりハードルが高いと考えております。現状でも、時折1対1でケアをしなければいけないような障害をお持ちのお子さんもありますが、それは医療的ケアというところではなくて、多動であったりという部分です。非常に難しい部分あると思えます。今後の課題になってくるかと思えます。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今後の課題ということで、公立の、ほかの幼稚園では受け入れていただけないお子さんを、もし保護者の方が希望すれば、そういうようなことは前向きにぜひ検討していただきたいと思えます。そうなったときに、職員の体制なども当然考えていただけるということであります。

次に、今回ひたち野地区に公立幼稚園が1園となります。今後少子化が進むと思うのですが、1園になったとしても来年度は約140名定員でいく、令和5年度は3歳児も含めると95名程度、そして令和6年度には70名という運営体制をいただいておりますが、現在の園児数、だんだん少なくなっていくと思われるのですが、これ以上減らさない、そしてまた増やしていく、こういうのを維持していく、そういう考えはどうか伺います。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 公立幼稚園の園児数を維持していく手だてとしては、やはり公立幼稚園の特色や魅力を市民の方々へ分かりやすくPRする必要があると考えております。

公立幼稚園では、子供たちが環境を通して意欲的に取り組むことや、様々なことを見だし、試行錯誤し、工夫しながら遊ぶことで学んでいきます。遊びの中での学びを大切にし、保育者は環境を整えて見守り、個に応じた支援をする保育を実施しております。

また、保護者の方々へ意見聴取をした中で実感している魅力として、次のような御意見をいただいております。まずは、子供たちの考え方、意見、人格を尊重し、子供たちのよさやいろいろな可能性を最大限に引き出すような保育、また先生が愛情を持って、一人一人に寄り添った丁寧な支援を行っている。さらに、幼稚園と保護者が協力しながら子供たちを育てている環境、保護者同士の結びつきなどが魅力として挙げられております。

このような特色や魅力について、今後は時代の流れに合わせて、幼稚園児の保護者世代に情報が伝わるよう、公式LINEやフェイスブック、ツイッターなどのSNSを活用し、情報発信する方法も検討してまいります。

以上です。

**○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。**

**○21番 遠藤憲子 議員** 今、次長からおっしゃられたのが、多分公立の優位性というところではないかと思います。人格を尊重、これは当然のことですよ。それから、保護者同士の結びつきを深くやっている。あと、先生たちの幼稚園での子供たちの関わり方、こういうのが多分公立の優位性であると思うのですが、今までこういうようなことで公立の優位性というところをアピールしたことはありますか。私は、公立幼稚園はやはり公立であるべきだと思いますし、子供たちが伸び伸びとあそこで育つ、遊びを通して仲間たちと一緒に遊ぶ、そして先生たちともその時間を過ごす。いろんなことが公立のよさ、私立幼稚園とは違ったよさというのが非常にあると思います。

そういうところで、園児数を維持していくために公立の優位性をもうちょっとアピールする。いろんなことで、今おっしゃられたことはもう当然のことなのですけれども、それ以外にもう少し何か宣伝をするという、アピールというか、皆さんに伝えること、そういうことはどう考えていくのか。どうでしょうか。

**○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。**

**○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長** 先ほどの答弁の中にもありましたが、やはり我々こういった公立の魅力というものが、正直ぼんやりしていて、それを保護者の方に分かりやすくお伝えするというのが、正直ちょっと欠けていたかなと反省しております。

そういったところをやはりホームページであったり、また現代ですのでSNSなどを使ってお知らせしたり、またこれまでどおりに園に集まってくる保護者の皆様の口伝えで広めていただいたり、また夏季保育などを行って、体験保育の中で御興味をお持ちの方には知っていただくといった従前の方法も交えながらPRしていきたいと考えております。

以上です。

**○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。**

○21番 遠藤憲子 議員 そのPRについては、アピールについては、いろいろと考えてやっていただきたいと思います。

そして、今後の幼児教育の在り方について質問します。市の幼児教育の中心的役割として、支援を必要としている子供や保護者へのサポート、これもさらに充実させることが重要ではないかと思います。市として保幼小連携に取り組んでいる、このことは重々承知しておりますが、このことも含めましてさらに充実させていく、そのための考えをお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、近年その重要性についての認識が高まっています。

国では、幼児が集団生活を通して、幼児期に育みたい資質・能力を育成する幼児教育の質の向上を図るためには、保育者の資質向上が課題であるとしています。また、遊びや生活を通して総合的に学んでいく幼児期と、各教科等の学習内容を系統的に学ぶ児童期の教育とでは、内容や進め方が大きく異なるために、小学校に接続する際に子供が不適応を起こしてしまう、いわゆる小1プロブレムも課題とされています。本市にも国と同様の課題があると認識しております。

そこで、牛久市全体の幼児教育の質の向上を図り、一人残らず質の高い幼児教育を保障するために、教育委員会では公立幼稚園を核として、茨城大学教職大学院と連携し、公立・私立や施設類型の違いにかかわらず、全ての保育者と小学校教員を対象とした研修、保幼小接続、特別支援、保護者支援を実施しています。例えば、全ての幼児教育施設を対象に10名の専門家を派遣して、指導に困難を抱えている子供の様子を見取り、保護者や保育者の相談に応じる巡回相談を定期的実施しています。このことで、教育的支援を必要とする幼児への一貫した支援を行っています。

さらに、就学相談を行うことにより、小学校への就学に向けた支援もしています。また、保育者の資質向上や配慮を要する子供への支援を狙いとした、個別的教育計画作成研修会には、市内の20の幼児教育施設から33名の保育者が参加しました。茨城大学教職大学院の先生方に指導していただきながら、保育者としての専門性を高めることができました。今まで園での研修がない状況で個別の指導計画を作成していたので、書き方を専門家から直接学ぶことができよかったという参加者の声や、支援の必要な子供が増えてきているので、支援の仕方についての研修会も牛久市でやってもらいたいと、さらなる研修を希望する声も寄せられています。9月にも茨城大学教職大学院と連携して、保幼小の円滑な接続を図ることを狙いとした指導法の研修を2回実施する予定です。幼児が身近な環境に主体的に関わり、遊びを楽しむ中で達成感を味わいながら健やかに育つことができるように、教育委員会は、幼児教育の質の向上、並

びに幼児教育から小学校教育への円滑な接続を目指して、現在の取組をさらに充実させていきたいと思います。

**○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。**

**○21番 遠藤憲子 議員** 今、教育長から、牛久市の幼児教育の目指す方向について御答弁いただきました。

一方で、これは内閣府が2020年度に実施しました、日本、フランス、ドイツ、スウェーデン、この4か国の少子化対策での国際調査が行われました。この中で、自分の国で子供を産み育てやすいか、こういう設問に、子育てでは思わないと答えた人が、日本だけ半数を超えていたという報告があります。また、子育ての中でも、妊娠出産時の負担軽減として何が重要かという問いに日本では、出産費用を助成し自己負担をなくす、このような回答が一番多かったそうです。

育児支援には何が重要かの問いには、教育費の軽減や子育てへの経済的手当の充実、雇用の安定化など、総合的な支援の拡充を求める声が多数寄せられています。特に子育ての支援での負担軽減、これは家庭の負担を減らす政策が求められているところです。

日本では、子育て世帯に対します税制面での優遇措置が低く、所得税の控除によりまして単身者より優遇されていますが、日本の水準は決して高くないといえます。さらに、直接給付の水準も低いです。ほかの国々では多くの児童手当などの直接給付が日本より手厚いゆえに、子育て世帯も単身者と同じように税金を払いますが、一方で政府からの給付でこれを補っているといえます。保育園の入所率が低い、これは牛久市ではちょっと違うのですが、いろいろ調査の中ではこのように言われているそうです。

日本では、子育ては何とか家庭でとか、自己責任、このように捉えることが多いために、今まで見えてこなかった問題が出てきているようです。母親が1人で子育てをするワンオペ育児、幼児虐待などの事例がいろいろと報告をされているとき、牛久市の場合では幼児教育の中心となる幼児教育センター、この役割がますます重要ではないでしょうか。事例研究や専門家集団としての対応として、今いろいろと今後の対応についても伺いましたが、巡回相談、そしてまた就学の相談などもされているということなのですが、その中で相談の内容、お聞かせいただける内容があれば、伺いたいと思います。

**○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。**

**○染谷郁夫 教育長** 孤立している家庭も多かったり、貧困だったり、虐待だったり、ヤングケアラーという形が多くて、先週の報告を見ますと、ヤングケアラーの子供なのですが、お父さんが病気で、お母さんが自営業で、下の子供たちを見ているのですが、1人子供が亡くなってしまって、死にたいと日記に書いた子供とか、またある中学校では、再婚した新しい父親に

虐待を受けて子供が自ら見相に訴えるということだったり、ある家庭では子供が不登校で暴れていて、お父さんとお母さん、お母さんと妹はコンビニの駐車場で子供が落ち着くまで待っていると。いろんなことが、日々伺っていると、本当に大変な家庭が多いんだなというのをつくづく感じています。

そんな中で先ほども話しましたように、巡回相談といひまして、年間5回、全ての保育園と幼稚園を回っているのですが、大学の先生なんか。最近では保育所の先生の相談が入る暇がないくらい保護者の相談が多くなってきているという状況ですので、本当に保護者が苦戦している状況が多いんだなということを感じています。

また、就学相談といって、保育所、幼稚園から小学校へ上がるときに、特別支援学校がいいか、特殊学級がいいか、普通学級がいいかというので非常に悩まれている保護者も多くて、その対応でもいっぱいはいっぱいの、うちのきぼうの広場が担当しているのですが、状況があります。

また、公立幼稚園を会場にして座談会を開いています、保護者の。大学の先生と園長も入っているのですが、様々な問題を抱えているので、一つ一つに耳を傾けながら個別に支援していくことが大事なのかなと思っています。このようなことが、幼児教育センター事業という形で進めているのですが、このセンター事業を充実させるために、今後は保健福祉部や様々な関係機関と連携を深めて、チームとして子供たちや保護者を支援していくということが大事なのかなと感じています。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今の教育長のお話からは、かなりいろいろと、報道などでされている内容が牛久市でも起きているというようなことだと思います。そして、やっぱり個別の支援が必要になってくる。確かにいろんな情報が幼児教育センターを通して集まっていき、そしてそれがまた市のそれぞれの担当課に行き、解決に向けての中核的な存在ですか、それが、幼児教育センターというのが重要になってくると思います。

私、先日の全員協議会の説明資料から、牛久市のゼロ歳から5歳までの数字をはじき出してみました。そうすると、ゼロ歳から5歳までのお子さんの数は3,335人ということで、もしかしたら日にちによって数字が変わるかもしれません。うち、公立幼稚園に行っているお子さんが51人です。私立幼稚園が516人、公立・私立の保育園には1,801人、合計で2,368人のお子さんが何らかの集団保育を受けているということが分かりました。一応その中で、その差が、どこにも通っていない、つまり保護者が家庭で育児をしているお子さんが967人です。全体で見ますと約29%になっています。

国も、就学前に保育園や幼稚園に通っていない子供の調査を始めました。どこにも通っていない子供は無園児と言われているそうです。通っていないということで、育児に困難を抱えている家庭などが大変見えにくくなっている。そのために本格的な対策に乗り出したということです。幼稚園に行くかどうかというのは保護者の判断となりますけれども、現在核家族化で地域のつながりが大変薄くなっていたり、保育園などを利用していない家庭が孤立し、また孤立が虐待につながる、こういう懸念があると指摘しております。

今後、働いても、働いていなくても、保育園、幼稚園での集団生活、この体験というのは、次の小学校入学に大変重要となります。子供の成長にとって欠かせない社会インフラとして、全ての希望する人たちが利用できるように、幼児教育に対する市の取組というのが大変重要となってくると思いますが、復唱になってしまっただけなのではけれども、もう少し詳しく幼児教育に対する市の考えをお尋ねしたいと思います。

**○杉森弘之 議長** 染谷郁夫教育長。

**○染谷郁夫 教育長** 先ほど話しましたようなことですが、特に最近目立つのは、小1ギャップといって、幼稚園から小学校に上がってくるとき、保育園から小学校へ上がってくるときの子供たちが、ちょっと落ち着かないという状況があります。それは、幼児教育の環境と小1の環境が随分違って、子供たちが戸惑っているのかなと思っていますので、幼児教育のすばらしさを小学校1年生につないでいければ、もっとスムーズに小学校スタートできるのかなと思っていますので、そういった意味で保幼小の連携というのを強めていこうかなというのが、付け足してちょっと考えているところであります。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 遠藤憲子議員。

**○21番 遠藤憲子 議員** 今の保幼小連携というのは、かなり前から、小1プロブレムですか、そういうので学校に上がったときに、なかなか学校生活になじめない、そういうお話は以前から確かに聞いておりますけれども、この保幼小連携ですね、その辺はどういうような形で、先ほど幼児教育のところでも少しお話が出ましたけれども、具体的にどういう形で進めているのか。この辺、もう少しお話を、お尋ねをしたいと思います。

**○杉森弘之 議長** 染谷郁夫教育長。

**○染谷郁夫 教育長** 小学校1年生の先生に聞くと、もっと幼稚園でちゃんと席に着くとか、保育所でちゃんと話を聞くとかということをも身につけてもらえればみたいなことを、小学1年生の先生が言うわけです。幼稚園や保育所は、それなりのやっぱり重要な中で、遊びの中から学ぶという実践をしている。このギャップが、研修会を何度もやっているのですが、埋まらないところがあります。例えば、引き継いだ1年生の先生は、来年1年生の担任になっていない

のです。なので、1年生の担任はまた新しい人になっています。教員は毎年三十数名ずつ新任者が入るので、今400人教員いるのですが、100人はもう3年以下ぐらいの若い先生たちです。そういう子育てをしたことがない若い青年たちが小1を担当していくということになってきて、ベテランがどんどん抜けている状況ですので、そういう中で両方を兼ねて、どちらも歩きながら指導できるというスタッフを育てていくことが必要なのかなと思っています。

でないと、小学校1年生が落ち着かないと親に来てもらうという状況なのですが、親も仕事があつてなかなか大変な状況で子供見ているという状況もあるので、そういったことをなくすためにも、同じスタッフが両方を見ながら、幼稚園の教育、保育の教育を1年に流し込むようなスタイルができればいいなと考えています。

以上です。

**○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。**

**○21番 遠藤憲子 議員** かなり苦労しているような様子が見受けられます、確かに子供というのは、とにかくちゃんと座って話を聞きなさいというのは、1年生でそれができるという子は、よっぽど幼稚園の中である程度そういう訓練をしたお子さんが多いのではないかなと思うぐらいです。入学式などにも行っても、いろいろとそういう新しい環境に慣れる、緊張もあるのでしょうけれども、そういうようなことも子供の特性として、やはり先生たちの力量ということではないのでしょうかけれども、そういうことを先生方もいろいろ経験しながら、ぜひ子供たちに向き合っていただきたいと思います。

大きな2番目に移ります。学校給食費の無償化についてです。県内の学校給食費の無償化、または一部助成の状況について伺います。県内の自治体での無償化、または何らかの助成をしている状況を伺います。

**○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。**

**○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長** 現在、茨城県内で学校給食費の無償化を実施している自治体については、把握している範囲で、大子町が平成29年4月から、城里町が平成30年4月から、河内町が令和2年9月から、潮来市が令和4年4月からと、以上4市町が無償化という形で実施しています。また、神栖市については令和2年6月から令和5年3月までとしており、稲敷市は令和4年9月から令和5年3月までと、期間限定の無償化という形で2市が実施している予定と伺っています。

今後、把握しているところだと、銚田市が令和4年10月から約3分の2を助成し、一律1,500円にすると伺っております。牛久市においても、最近の物価高騰等の影響から、保護者への負担を検討した結果、今回の物価高騰分の食材費への公費投入ということを決めております。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今、無償化についての次長からの答弁でございました。茨城県の教育委員会で学校給食の状況調査をされたということです。これによりますと、この時点でのですけれども、学校給食の無償化というか、公費負担をしている市町村数が4つです。それから、一部の公費負担37、それから公費負担なしが3自治体という報告があります。令和3年5月1日現在などで、今御答弁いただいた中で多少ずれているということがあります。

例えば牛久市では、先ほど次長が答弁されましたけれども、物価高騰のときの給食費の食材費の、要するに値上げ分については公費というか、市で負担されるということがあったのですが、それ以外に牛久市では、ほかの自治体で実施しています給食費の無償化、また一部助成です。そういう状況などは検討したことがあるのかどうか、それを伺います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 コロナ禍での様々な影響の中から、物価高騰があったわけでございまして、その中で様々な各事業者、そして学校の中の支援ということで私たちは動いてまいりました。

その中でいち早く、私が前も言ったかもしれませんが、学校給食行った日に、非常に物価高騰して大変なことになりますよということを栄養士から聞いている。早速その場で、私は対応しますから安心してくださいと。そのときはまだ補助金確定してなかったのです。だから、私は思うのですけれども、補助金が来るから、何かそういう対応しますというのはあまりなじまないで、やはり一番困っているときに、行政がその事業に対してどうするかというのが一番なのかなと。他市町村のことはあまり何だかんだ言いたくない、いろんな立場ございまずから言いたくないですけれども、ただ私は、今までの補助金というのは、牛久市のいろんなこと、ハートフルクーポン券もやってきて、なおかつそれにいろんなプレミアをつけて、それで一部事業者に補助したやつをなくして、それに行政で持つということでやっていました。そういうことで、一つの施策のあれを上積みせよという話をしてまいりました。ですから、決して牛久市の補助については、コロナ対策しているな、物価高騰にしても派手なものはありませんけれども、でも各区長からとか事業者とかは、大変気配りありがとうございましたというのも、これも現実でございます。ですから、給食費の無償化、実際これが、仮に私は思うのですが、もしこれなかったらどうなのかな、高騰があったらどうなのかな、これがなかったらどうなのかなと考えた場合、これはまだまだ牛久市では約4億円の負担はちょっとできない状況です。はっきり言って、できません。子供たちにもいろんなことをやっていますので、これに特化した4億円というのは、ちょっと私は今の財政状況ではちょっと無理かなと思っております。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。



○21番 遠藤憲子 議員 今市長から、約4億円というのは、要するに設置者の負担ということでもありますよね。それと、給食費の食材費のことだと思うのですが、この調査によりますと、お隣の龍ヶ崎市は第3子以降を無償化にする、これ給食費の一部公費負担のことで。就学援助はもちろん抜いてあります。それと、取手市というのは、徴収した給食費と賄い材料費の差額分を負担している。それと、土浦市は1人当たり月額200円の公費負担をしている。それから、つくば市、子供たち多分多いと思います。米飯1食当たり、米飯加工助成金として44.6円、米飯給食助成金として10円の公費負担。それと、地場産を活用したときに公費負担をする。守谷市、今子供たちの数が増えていると言われていています。ここでも徴収した学校給食費と賄い材料費の差額を市費で負担する。

私、確かに学校給食費の無償化というのを取り上げました。そこに行くのはかなりの財政的な負担があるということで、厳しい問題を抱えているのは重々承知しています。こういうことで、ほかの自治体で、例えば小中学校で多子世帯に対しての給食費の一部助成、こういうお考えはどうなのか伺います。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 今、遠藤議員が読み上げた資料については、県の教育委員会から出ております令和3年度の学校給食実施状況調査の中で示されている表の部分かと思います。

先ほど無償化の部分だけ私申し上げたのですが、この中で見ると、やはり子供の数が多いところ、注目に値して、多子世帯に対して助成もしくは第3子免除というような例が見受けられます。多子世帯など家庭の事情から来る経済的な救済が必要な世帯に関しては、就学援助でケアしているという考えでおります。お子さんの多い家庭については、当然それだけ少ない家庭よりも大きい費用がかかるという計算ができますので、その中で所得が多少高くても、就学援助制度が受けやすいというような形になっておりますので、そういった形でケアしているという考えですので、多子世帯等への給食費の助成等については考えておりません。

一方、県内で幾つかの市でこういった様々な施策がありますので、こういった例については、今後も他市の動向などを見守りながら調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 各市町村で様々な施策をやっていること、私は承知しています。私たちも別にいろいろやっております。ですから、私たちはこの給食ばかりではなくて、例えば子供たちにヘルメットを配る。それから、土曜カッパ塾、コミュニティ・スクールということで、私たちはいろいろと子供の教育に関しては給食ばかりでなくてもやっています。ですから、僕

は思うのです。いろんな自治体で特色ある教育、給食でもいいでしょう、そういう塾でもいいでしょう、そういうことがあってもいいと思います。そこでいろんなこと、現実に関の何といひますか、世論に、こういうことをもっと厚くしたほうがいいのではないかというならば、それはそれに特化しますけれども、私は今はこういう、いろんな子供たちの給食も大事ですけれども、そういう学習の居場所をつくる。これが僕は、どっちも大切ですが、僕もそれも大事にしています。あと、人体を守る体ということも、はい。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 給食だけではなくて子育て支援、それからまた学校に関わるものについては、市長は市長なりのお考えで、こういうふうに行っているということ。それはそれぞれの考えがあるので、なかなか私たちはこういうものに力を入れてほしいという、そういうような願いと相入れない部分があるのは、もちろんやむを得ないことだと思います。

今の学校給食の一部助成ですね、これは県の資料なのですが、こういう細かな公費負担の内容、こういう内容でそれぞれができるのだということ。特に多子世帯については、今答弁がよく聞こえなかったのですが、こういうような助成については考えていないということ、ちょっと確認したいと思います。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 繰り返しになりますが、多子世帯、家族が多い、お子さんが多いということによって、結局経済的に救済が必要な世帯ということになるかと思ひますので、その点については就学援助制度で、先ほど申し上げたように、子供の数が多いほど制度的には引っかけやすいというか、制度で救済しやすいような形になっておりますので、こういった形でのそこに対しての助成というところは考えておりません。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 そうですね、なかなか相入れないものというのは、こういうことって、今の子供たちをめぐる問題も含めて、学校給食の問題、大きくなっているのではないかと思ひます。

今の学校給食の無償化の問題なのですが、同僚議員の質問でも給食の無償化については、期間限定であっても考えていないというのが答弁で出ていたと思ひます。この根拠としているのが、学校給食法第11条第1項、経費の負担というところなのですが、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費、運営経費は設置者の負担とする、つまり市ですね。それと2項では、学校給食法16条の保護者負担とする。しかし、この学校……、失礼しました、学校教育法です。学校教育法第16条は、義務教育を受けさせる義務を負う、このことがうた

ってあるだけです。文部科学省は、給食費の負担軽減につきましては、設置者の判断により、学校教育法第16条の保護者の負担軽減を図ることは可能である、このような見解を示しております。

先ほどの茨城県の資料によりますと、こういうことで一部助成、それから給食費の無償化、多子世帯の給食費の軽減、こういう軽減などを実施する自治体が増えている状況でございます。もう一度、国の緊急対策の給食費の値上げ分については、政策的に対応を取っていただいたということは重々承知でございますが、今後の例えば一部助成、こういうふうにしていく考えについてはどうか、もう一度伺います。

**○杉森弘之 議長** 根本洋治市長。

**○根本洋治 市長** 牛久市では今自校方式をやっております。センター方式でございませぬので、そういうところもどうなのでしょう、子供たちが喜んで食べる給食ということを考えると、確かにコストは、自校方式は経費がかかります。各学校に栄養士がいて、独特のメニューを出していただいて、それでやっております。ですから、本当コストだけ考えてとなったらば、それこそそういう、本当に給食を出すだけなのかなということで、議論してしまえば、ただ私たちは様々そういう面ではおいしい食材を、そしてみんなが楽しい食材、それを市も、そして保護者も一部負担いただくのが、これは楽しい食事なのかなということを私は思っています。いろんな考えがございますから、そういうことで今から給食費をどうだこうだという話は、今の時期はちょっと難しい時期です。

**○杉森弘之 議長** 遠藤憲子議員。

**○21番 遠藤憲子 議員** 私どもは、牛久市が学校給食を自校方式でずっとやっているということ、これはすごい評価しているのです。温かいものは温かく、冷たいものは冷たい、そして栄養士を各校に配置して、子供たちの食の安全、そしてまた食育にも配慮しているということももう、このことについては十分評価しているものです。しかし、大きく言って、義務教育の中で保護者負担の一番多いのが学校給食費と言われているのです。特に給食は義務教育の一環であります食育である、これは間違いのないと思います。

今後、政府が子供予算を倍増するなんてことも言っておりますので、こういうことについても少し聞きたいと思います。今年4月の内閣委員会で私ども日本共産党の塩川鉄也議員の質問に対して、2017年に文科省が給食費無償化の状況を調査しました。文科省がこれは実施したのです。全国では1,740の自治体で、小学校、中学校ともに無償化を実施しているが76自治体あったと答えております。先ほども述べましたように、学校給食は学校教育の一環であります。新型コロナウイルスの広がりや物価高騰で、給食費が大きな負担となっている家庭も増えております。義務教育は無償だということ、憲法にも明記されております。授業料や教科

書無償とともに、給食費も無償であるべきと考えますが、なかなか難しいと思いますが、市の考えをお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 これまで申し上げてきたことの繰り返しになりますが、やはり給食費、学校給食法の大原則に基づいて、食材費については保護者に御負担いただくと。

ただ、先ほど来コロナということもありましたが、その部分は、今回の一時的なものは、今年については保護者に転嫁しないという形で抑える措置を、公費を投入して行っているわけですので、その上さらに無償化というところまでは考えにくいと。

また一方で、やはり経済的に困りの御家庭については、就学援助制度をしておりますので、そちらに該当になれば給食費は全額無償ということになりますので、そちらでカバーしていきたいという考えです。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 この問題については、なかなかかみ合わないのを感じますけれども、同僚議員が物価高騰についていろいろと質問しておりました。食料品のみならず、本当に生活に必要なものが、これから値上げがどんどん押し寄せてきます。この物価高に對しまして、子育て世帯の負担増というのは半端ではないと考えるものであります。

今回、子育て支援、そしてまた少子化対策の一つとして学校給食の無償化を取り上げました。国の交付金は一時的なものであります。ほかの自治体でやっているから牛久市でもということではなく、やはり国の政策とも関係することは重々分かりますが、市の少子化、そしてまた子育て支援のためにも、学校給食費の無償化の問題を考えていただきたいと思います。

少し学校給食法ができた経緯についてお話をしたいと思います。これは1981年4月、衆議院の文教委員会で、私ども日本共産党の栗田 翠議員が、1951年のユネスコの第14回国際公教育会議で、学校給食及び衣服に関する各国の文部省に対する勧告第33号を紹介したそうです。これに對しましての文部科学省の答弁は、この勧告の中で、学校給食の意義、役割の重要性が述べられ、やがて1951年の学校給食法ができました。学校給食法は、ユネスコの勧告に刺激され制定されたということです。

このユネスコの勧告では、義務教育はできる限り家庭に補的な出費を負わせるべきではないとしています。あわせて、学校給食の完全無償化が不可能な場合は、父母による財政的な負担を考慮する必要があります。そして、その場合の負担は、給食材料費を超える額とすべきではないとし、保護者の負担軽減の趣旨が述べられておりました。

学校給食は、学校給食法により、食育を行う教育の中で位置づけられております。義務教育の性質上、授業料や教科書とともに無償化にすべきではないでしょうか。

今後、政府におきまして子供予算を増やしていくと言われておりますが、当時の少子化担当大臣は、給食を含め、自殺や貧困など子供問題が顕在化した、このように認めながら、給食費につきましては、文部科学省の取組だ、このような答弁だけでございました。国の動向に左右されがちな政策ではございますが、少子化対策、そして子育て支援に資するということを考えますと、市としても独自の支援策について前向きに考えていただきたい、このことを申し上げまして、私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

**○杉森弘之 議長** 以上で、21番遠藤憲子議員の一般質問は終わりました。

ここで、執行部より答弁の訂正を求められておりますので、これを許します。吉田茂男教育部長。

**○吉田茂男 教育部長** 昨日、山本議員の一般質問の答弁の中で、ひたち野うしく中学校の地域活動室の開放時間を土曜日、日曜日、祝日の午前9時から午後5時までと答弁いたしました。それに加えて、平日には午前9時から午後9時まで御利用いただけることとなっております。説明に不足がございましたことをおわび申し上げ、以上付け加えさせていただきます。

**○杉森弘之 議長** 本日の一般質問はこれまでで打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。御苦労さまでした。

午後4時16分延会